

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 12 月 14 日 (火)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 45 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高橋委員長、井川副委員長、秋元・成田（祐）・佐藤・山口・古沢各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、10月1日付けで人事異動がありましたので、部局ごとに異動した理事者の御紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田祐樹委員、古沢委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 1 分

再開 午後 1 時 5 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「(仮称)小樽市屋内広告物条例の制定について」

○(建設)まちづくり推進課長

(仮称)小樽市屋外広告物条例の制定について報告いたします。

配付資料の1の経過及び目的ですが、景観を構成する重要な要素といたしまして、建築物、工作物、屋外広告物がありますが、そのうち屋外広告物については、屋外広告物法に基づく北海道条例により、従前より北海道が規制を行っております。

一方、小樽市では、平成4年に景観条例を制定して、自主条例により建築物、工作物、屋外広告物の規制を行ってきました。その後、平成16年には、国が景観法を公布したことにより、平成18年に小樽市は景観行政団体となり、平成21年には景観計画を策定しております。

このような経過を経て、小樽市では、景観法に基づく強制力を持った条例の制定が可能となったことから、平成21年には、景観条例を改正して、まず建築物と工作物について規制を行うことといたしました。この景観条例の改正に引き続き、屋外広告物についても、昨年、現況調査の実施などを行っております。

現在、北海道が行う許可業務と小樽市が行う届出業務により二重となっている手続の一元化と、小樽市が法律の裏づけのある規制を行うことを目的として条例制定の作業を進めているところであります。

2の内容ですが、(1)の区域区分では、小樽歴史景観区域、特別許可地域、小樽歴史景観区域以外の市域全域の3地域に大別しております。(2)の規制項目については、高さ、面積、色彩の3項目としております。基準案については、これまでの小樽市の届出の基準を基本としながら、景観審議会からも御意見をいただいて作成したものでございます。

2枚目のA3判の別紙でございますが、ここには地域ごとの具体的な高さや面積について記載しております。

屋外広告物につきましては、大きく分けて、屋上広告物、地上広告物、壁面広告物の三つがありますが、このページには、それぞれの高さや面積の基準案が記載されております。

まず、小樽歴史景観区域ですが、全体では面的基準で規制を定めますが、景観形成上、特に重要と思われる堺町本通と臨港線には面的基準とは別に通りの基準を設定いたします。

中央上段が 1-1 として小樽歴史景観区域の面的基準、中央真ん中から下段には 1-2 として小樽歴史景観区域の通りの基準を載せてございます。図面の中の赤い線が臨港線で、右下に凡例がございしますが、ここではメルヘン交差点から西側では、地上広告物については高さ H を 10 メートル以下、面積 A を 15 平方メートル以下、合計面積 S を 30 平方メートル以下とし、壁面広告物については、壁面の 3 分の 1 又は 30 平方メートル以下としており、メルヘン交差点から東側では、地上広告物については高さを 13 メートル以下、面積を 35 平方メートル以下、全体面積を 70 平方メートル以下とし、壁面広告物については、壁面の 3 分の 1 又は 40 平方メートル以下としております。

また、緑色の線が堺町本通でございしますが、地上広告物としましては、高さを 8 メートル以下、面積を 15 平方メートル以下、合計面積を 30 平方メートル以下として、壁面広告物については、壁面の 3 分の 1 又は 15 平方メートル以下としております。

次に、右側に 2 として、小樽歴史景観区域を除く市域全域の面的基準案を載せております。ここでは、区域を四つに分けており、Ⅰ住居系の地域、Ⅱ住居系以外の地域、Ⅲとして第 1 種低層住居専用地域などの特別許可地域、ⅣとしてⅠからⅢ以外の地域であります。

A 4 判の資料に戻りますが、2 の (2) 色彩についてでございます。色彩については、すべての地域で彩度 10 以下の基準を定めております。これまででも景観条例では、高彩度のものを避けることとしておりましたが、今回はそれを数値化したものであります。北海道の屋外広告物条例では、色彩についての基準はないため、今回の小樽市の基準の特徴と言えます。

最後に、3 のスケジュールでございしますが、平成 22 年度は、(仮称)小樽市屋外広告物条例制定に向けた説明会を 11 月 1 日、2 日、5 日の 3 日間にわたり小樽歴史景観区域の権利者約 2,000 名を対象として開催しております。参加者は、計 68 名でございました。

今年度のこれからの予定といたしましては、屋外広告物条例案の作成を行うこととしております。平成 23 年度の予定といたしましては、北海道と権限移譲に向けての調整を行うこととしております。また、市内全市を対象としてパブリックコメントの実施を予定しております。その結果を踏まえ、来年の第 4 回定例会に条例案を提出することとしております。最終的には、平成 24 年度 4 月から条例の施行を予定しているところでございます。

## ○委員長

「満寿美湯の廃止について」

## ○(建設)白川主幹

満寿美湯の廃止についてですが、施設や設備の老朽化、利用者の減少、それに伴う収支の悪化などにより満寿美湯を廃止したいと考えておりますので、これまでの取組の経過について、資料に基づいて報告させていただきます。

まず、市営オタモイ住宅の簡易耐火構造平屋建て、簡易耐火構造 2 階建て住宅の居住世帯の推移ですが、平成 8 年度の入居戸数 572 戸が建替え事業により、今年 8 月には市営オタモイ住宅 3 号棟が完成して、平成 22 年度の現在、70 戸となっております。今後、平成 24 年度には 4 号棟 45 戸が完成しまして、簡平、簡 2 住宅の入居者は 25 世帯となる予定です。

次に、満寿美湯運営の状況について説明いたします。

運営の経過ですが、満寿美湯は、昭和 40 年に開設された銭湯ですが、平成 7 年に経営者の高齢化と設備の老朽化を理由に廃業の申出がありました。平成 8 年には、オタモイ地区の市営住宅と道営住宅の大部分に浴室がなかったことから、これら浴室のない市営住宅などの入居者のために市が経営を支援することで公衆浴場商業協同組合に営業を引き継いでいただきました。平成 12 年度には、収支不足が生じ、営業継続のためには支援が必要となり、その収支不足に対して市から浴場組合に補助金 42 万 7,000 円を交付し、その後、継続して補助金を支出してきております。

平成 21 年度に満寿美湯の利用実態調査を行いました。この調査によりますと、平成 8 年当時は 100 人程度あった 1 日当たりの利用者が 30 数人程度にまで減ってきております。

次に、市が負担している補助金、修繕費、土地代の推移ですけれども、補助金につきましては、平成12年度から支援を始めて、平成21年度決算額は382万6,000円となっており、平成21年度までの累計額は2,263万6,000円となっており、修繕費につきましては、平成8年度から平成21年度までの累計額は3,860万3,000円となっており、土地代につきましては、平成13年7月から平成21年度までの累計額で557万4,000円となっており、補助金、修繕費、土地代の市の支出額の総合計は平成21年度までで6,681万3,000円となっております。

設備につきましては、平成8年にはボイラー取替え等の改修工事を行いました、既に14年が経過し、また壁に埋め込まれた配管等は改修していないため、配管等の老朽化により、いつ大きな故障が起きてもおかしくない状況にあります。

さらに、この地域は、下水道処理区域ですが、トイレがくみ取りで、排水の処理及びトイレのにおい等の問題があり、市としましてもいつまでもこのまま放置できない状況となっております。

このように、いつ故障により営業できなくなるかもしれず、そうってから対応を考えるのでは利用者に大きな迷惑をおかけすることになりますので、浴場組合とも協議を行い、満寿美湯は平成23年3月末をもって廃止したいと考えております。

しかし、オタモイ地区には、まだ浴室のない市営住宅に入居している方が70世帯おりますので、この方々のために代替措置としてジャンボタクシー等による近傍の銭湯への送迎車の運行を行いたいと考え、浴場組合とも御相談しながら進めてきたところです。

送迎先につきましては、当初は長橋にある都湯の了解を得て話を詰めておりましたが、その後、急に都湯から今年度末で廃業するとの申出があったため、現在、送迎先を変更することで浴場組合等と協議を行っているところであります。

新たな送迎先が決まりましたら、改めて対象入居者への説明会、町内会等への説明、周知を行っていきたいと考えております。

#### ○委員長

「中央下水終末処理場汚泥処理棟火災報知器の故障等について」

#### ○（水道）水処理センター所長

中央下水終末処理場汚泥処理棟火災報知器の故障等につきまして報告いたします。

一つ目は、中央下水終末処理場汚泥処理棟におきまして、長期間、火災報知器が故障した状態となっておりました。

火災報知器が故障した経緯につきまして説明いたします。

平成22年3月25日、火災報知器22台の故障が判明し、火災報知器の製作メーカーに調査を依頼したところ、故障の原因については多量のほこり等によるものであり、火災報知器の交換が必要であるとの報告を受けました。現地から、平成21年度に発注した工事による作業が多量のほこり等を発生したものと判断いたしました。

平成21年度に、汚泥処理棟では、複数の工事業者が作業を行っており、火災報知器22台を故障させた原因者を特定するために複数の工事業者との話合いに結果として長い時間がかかり、整備が遅れました。11月中旬、複数の工事業者は、故障した火災報知器22台を交換することに合意し、平成22年12月4日に交換作業を完了しております。

二つ目は、中央下水終末処理場汚泥処理棟における消防本部へ提出した点検報告書が事実と異なる内容となっております。

火災報知器の点検の報告について説明いたします。

平成22年8月5日、中央下水終末処理場の火災報知器等の点検結果について、消防本部に対して消防用設備等点検結果報告書を提出しております。中央下水終末処理場の火災報知器を含む消防用設備等については、点検業務を専門業者に委託しており、平成22年7月12日から13日にかけて委託業者により点検した結果を水道局職員が確認の

上、報告したものであります。

この点検結果報告書には、汚泥処理棟で故障していた火災報知器22台の記載がなく、平成22年11月24日の消防本部からの指摘で事実と異なる報告となっていることがわかりました。

以上、報告させていただいた2件の事態につきまして、どのような場合でも故障した火災報知器を速やかに交換すべきであり、長期間にわたり故障した火災報知器が放置されたこと、消防用設備等点検結果報告書が事実と異なる内容になっていたことについて、水道局として法令遵守と防災意識が欠如しておりました。

こうした事態を起こしたことは深く反省しております。申しわけありませんでした。

今後、二度とこのような事態を起こすことのないような業務体制づくりを進めてまいります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第11号について」

#### ○（建設）建築住宅課長

議案第11号小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

市営住宅条例の別表には、住宅ごとの管理戸数を定めておりますが、市営若竹住宅の住戸数を60戸から40戸に変更し、市営住宅全体の戸数総計を3,471戸から3,451戸に改めるものでございます。

市営若竹住宅は、道営住宅から事業主体変更をし、現在、改善工事を行っており、2DKが60戸の住宅でしたが、二つの2DKを一つの3LDKにして、3人世帯以上のファミリー層向けに改修した住戸もあることなどから、2DKを30戸、3LDKを10戸の合計40戸に変更するものでございます。

なお、入居開始は、平成23年4月1日を予定してございますが、施行期日につきましては、別に規則で定めることとしております。

#### ○委員長

「議案第13号について」

#### ○（建設）白川主幹

議案第13号工事請負変更契約について説明いたします。

市営若竹住宅では、耐震改修工事にあわせて既存の2DK60戸を3LDK10戸と2DK30戸の計40戸に改修する全面的改善工事を行っております。工事着手後、躯体の一部解体や内装材の撤去工事を進める中で、施工範囲や施工内容の一部を変更する必要が生じたことから設計変更を行うものです。

設計変更の主な内容としましては、住戸以外の共用部の工事であります共用部改善工事では、ひび割れ、剥離等の外壁補修の追加が必要になったこと、耐震補強工事において耐震補強の位置の変更等を行ったこと、屋上防水の押さえコンクリートの撤去工事で、押さえコンクリートが1層と見ていたところ、実際には2層になっていたことと、解体工事での騒音対策で特殊な機械を用いたことです。

次に、住戸内の工事である住戸内部改善工事では、既存の内装材を解体したところ、既存断熱材欠損部の補修や防カビ処理が必要になったこと、断熱性向上のため、内窓のガラスを単板からペアガラスに変更したこと、設計で除去範囲としていた室以外にも吹きつけひる石等の天井仕上げ材があったことから除去範囲を追加したことなどがあります。

この設計変更により、契約金額としましては、変更前が3億6,172万5,000円、変更後が3億7,973万2,500円となり、約1,800万円の増額となっております。

なお、契約の相手方は、阿部・西條・小杉共同企業体です。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、成田祐樹委員の順といたします。  
共産党。

---

○古沢委員

◎陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について

私は、まず、ただいま趣旨説明のあった陳情案件にかかわって、満寿美湯問題について伺います。

当委員会に所属する委員の多くはというより、私以外はというふうに言っているかと思うのですが、住宅行政審議会に所属されていないと思いますので、簡単に経過を言いますと、突然、住民にこの問題が知らされたのは11月上旬であります。住民と言っても、旧市営住宅の入居者70戸に対して通知文が建築住宅課から発せられました。満寿美湯の休止代替案について説明ということで、日を置かずして、説明会が9日の1日限りで、夕方と夜の2回行われましたが、70戸のうち説明会に参加された方が22名というふうに事務方から聞いております。これをもって説明会で理解を得たと言っているのが実は、先ほどの報告であります。

多くの方からは意見がそれほど出ませんでした。もう既に決まっているかのような先ほどの報告内容が説明会で行われたわけでありまして。中には、お一人、残してほしいのだと、先ほどの陳情趣旨説明と共通するような内容で意見をおっしゃっておられる方もいました。そして、直ちに住宅行政審議会が開催されたのが18日であります。この住宅行政審議会でも、同様、議題が四つありまして、そのうちの四つ目として諮問事項ではないというふうに事務方は言っておりましたけれども、議題4として、満寿美湯の廃止及び代替案についてというふうに諮りました。

この住民説明会と住宅行政審議会で共通するのは、今言ったように、明らかに2点であります。満寿美湯は廃止する。先ほども事務方が報告されたことですが、これが1点目です。2点目の代替案は、長橋の都湯に週3日、午後3時から5便で送迎をするという内容でありました。

この二つが共通するというふうには私は感じております。若干、経過も含めて説明しましたが、この二つが共通事項だという認識について間違いはないか確認します。

○（建設）白川主幹

住民説明会及び住宅行政審議会での説明内容は、今、委員のおっしゃる内容でございました。

○古沢委員

それでは、伺います。

問題の満寿美湯というのは、どのような法律を根拠にしているおふろなのですか。

○（建設）白川主幹

小樽市保健所に公衆浴場の許可を得ております公衆浴場法に基づく公衆浴場というふうに認識しております。

○古沢委員

公衆浴場法に基づく銭湯というものは極めて大事な立ち位置で、そこにあるおふろだということを、まず皆さんに御承知おきいただきたいと思っております。

小樽市の場合は、保健所設置市ですから、満寿美湯の平成8年度における公衆浴場営業許可申請書について、資料要求もしておりますから参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、だれが営業許可申請をして、だれが許可したのか。

○（建設）白川主幹

当時の許可申請書によりますと、申請者は小樽公衆浴場商業協同組合理事長で、許可したのは小樽市長というふうに聞いております。

○古沢委員

おっしゃるとおり、申請者、つまり満寿美湯の経営者は小樽公衆浴場商業協同組合ですね。経営を引き継いだと

いうのではなくて、先代の経営者が営業を廃止して、その後、浴場組合が新たに営業許可申請を出して、これを保健所経由で市長が営業許可をした公衆浴場法に基づく銭湯ということでいいのですね。

○（建設）白川主幹

申しわけありません。

今、申請書を手元に持って見ているのですが、申請先は小樽市保健所長になっております。

○古沢委員

公衆浴場法で言えば、保健所設置市の場合は、そこの市長、長が許可するというにたしかになっていたと思うのです。様式上はこういうふうになっておりますが、これのふぐあいは今の主たる問題ではありませんから問いません。

次に、公衆浴場法に基づく銭湯は、市内にまだ20か所ほどあります。そのうち、既に二、三か所が休業中ですが、ところが、満寿美湯だけには一般会計から一部お金が繰り出されて、いわば公衆浴場、銭湯問題ではないのだというようにして、住宅特別会計を通じて、実は公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金という補助金が出ています。

満寿美湯を廃業するというのは、経営者の浴場組合が言うのならわかりますよ。住民説明会でも、住宅行政審議会でも、なぜ経営者でもない小樽市が満寿美湯を廃業するというふうに言えるのか。これは大変大きな疑問だったのですが、正確に言えば、今年度限りでこの補助金の支出をやめる。これが住民説明会及び住宅行政審議会に対する議題の主たるテーマというか、それが内容だったのではないですか。違いますか。

○（建設）白川主幹

先ほど報告いたしましたけれども、満寿美湯の経過としまして、平成8年度に市から浴場組合にお願いして経営を引き継いでいただいたという経緯がございます。その際に、当時も経営的には厳しい状況だったということで、市の支援も含めての経営の引継ぎという経過がございます。平成12年度から収支不足が発生して、それに対して市が支援しているわけですが、この支援がなければ満寿美湯の営業も成り立たないという中で、今の状況は、施設が非常に老朽化しておりまして、いつ壊れるかわからない、また利用者も大幅に減少していることを含めて、浴場組合と協議をして、浴場組合も了解の上で廃止するという話になってございます。

○古沢委員

私は何度もお話ししたでしょう。私は浴場組合にまで行ってこの話をしてくれているのです。親切に対応してくれた事務局長に聞きました。浴場組合も都湯も理解を示してくれているというふうに市役所は言っていて、そうやって住民に説明して代替案だというふうに説明しましたが、実のところはどうかと。例えば、私流に言えば、役所が言うのだから仕方がないと聞き置く程度だったのか、若しくは、私どもとしても経営はいっぱいいいばいばい、もうできないのだとまたま考えていたから、言ってみれば、こういうふうにお客さんを運んでもらうことは大変ありがたい、これで何とか経営を持ち直す。理解というのはそういうことですね。ちょぼちょぼと何人か来て赤字が続くのだったら理解することはないわけですからね。どちらですかと聞いたら、議員のおっしゃった先の方ですというふうに答えたのですよ。そのことは、主幹にも私は何度も言ったでしょう。理解を得ていないのではないですか。

○（建設）白川主幹

事務局長とお話ししたのは、私は都湯での場面しかないのですけれども、その前から理事長なりとはずっと前から御相談しておりましたし、浴場組合としても何回か理事会に諮って議論をされていると聞いております。

○古沢委員

突然、11月に入って住民に知らされたし、我々も知ったわけです。では、水面上か水面下かわかりませんが、浴場組合等とこの問題について話し合いを開始したのはいつからですか。それと同時に、経営者である浴場組合側から来年3月をもって経営をやめたいという、いわば事業主体側からそういう申出があったのか。その逆で、補助金を

出してきたけれども、来年からはもう出さないようにしたいと市側から言ったのが主たる内容だったのか、お答えください。

**○（建設）白川主幹**

浴場組合とは、満寿美湯の経営、またそれにかわる代替案ということで、今年の夏ぐらいから具体的な協議を行ってきております。

浴場組合と相談しながら、満寿美湯の営業廃止についてはやむを得ないという話になってきておりまして、どちらが具体的にどうこうということではございませんでしたけれども、双方の協議の中でやむを得ないという話に至っております。

**○建設部小紙次長**

補足でございますけれども、実際に協議を始めたのは今年の夏ごろからというふうに主幹がお答えしたとおりでございます。

満寿美湯の廃止についての話合いにつきましては、報告で説明しましたように、設備関係の老朽化だとか、あるいは施設自体、建物自体の断熱だとかいろいろなふぐあいの部分が出てきまして、いつボイラーが壊れて、この先いつまで営業を継続できるかわからないという、それは、都湯からも全く同じようなお話を聞いております。満寿美湯についても同じような状況があるということで、本当にこの先、これらの設備が壊れて営業ができなくなる状況が生じるかもしれない中で、もしそういう事態になったら、次の代替策をとるにしても、半年とか1年という年月がかかれば、利用者の方に本当に多大な御迷惑や御苦勞をおかけするという状況が大きく考えられるので、市としては何とかそういうふうになる前に代替策を講じていきたいというお話を浴場組合にお話をさせていただきました。その結果、浴場組合のほうも、そういうことであれば代替案というのも一つだねということで話を進めてきたという経緯でございます。

**○古沢委員**

所管は違いますけれども、そういう経過の中で出たのが長橋の都湯に対する支援方の陳情だったわけですね。どうですか。

**○建設部小紙次長**

陳情が提出されたのと、私たちがそういったお話を都湯に持っていたのと、どちらが先かはちょっとわかりませんが、私どもの認識としては陳情が先だというふうに思っています。その後に、私たちがそういうお話を持っていったときに、大変ありがたいお話だというふうに都湯からお話をされたという経緯だったと思っています。

**○古沢委員**

陳情が提出されていまして、ところが、これが取り下げられたわけですが、都湯を訪ねて経営事情もいろいろ聞きました。重油をたくと経費がかさむので、廃材で何とかやりくりをしているのだと。そして、あそこには駐車場もありませんから、なかなか大変かというふうに思いました。

そして、施設も老朽化しています。調べてみたら、オタモイの満寿美湯のかまと都湯のかまは同学年なんです。早生まれと遅生まれの違いだけです。ですから、既に今年3月の時点でやめたいということのを都湯は、一度、保健所長あてに、いわゆるこの廃業の方の書類が出たわけです。それを受けて地域の方からの声もあって、それでは、一応、浴場組合としては支援方の陳情を出して、都湯としては、年内、その間は何とか持ちこたえて、廃材もまだあるから、地域への恩返しだという気持ちも含めて今年3月でやめようと思っていたのを先に延ばしましたという話だったのです。そして、そこにこの話が来た。

一応、それなりの説明は受けたのでしょうか。けれども、いろいろ考えたら、責任を持って受けられないと。調べてみたら、満寿美湯のかまと同じ年代のかまで、いつ壊れても不思議ではないと専門家に言われたと。そうであれば、このお話はきちんとけじめをつけてお断りするしかないといって取り下げたのが12月に入って早々のことでは

なかったかと思うのですが、いかがですか。

#### ○建設部長

都湯の経過でございますけれども、今、委員のほうからありましたように、この春のあたりに営業を廃止したいというお話がありました。その後、地域の方々からいろいろあって、陳情も出て、支援をとというお話があったように聞いております。そういった中で、営業を継続される状況になったということです。

我々としては、今言ったように、満寿美湯については、施設等の老朽化等の中でもうこれ以上の営業は非常に難しい状況にきている中で送迎という代替手段を講じる、その先として都湯のそういう状況があったにしても、オタモイからの利便性等々を考えると、まず、営業を続けておられる都湯のほうにお客様を送ることによって一つの経営支援にもなるだろうと。そういう考えの中で都湯にもお話をしてきたという経過でございます。

その中で、都湯としても、いろいろな設備の老朽化等の問題を抱えていることは我々もわかっていましたけれども、逆に都湯のほうからは、市としての当面の対策と申しますか、お客様を受け入れることについては十分にできるし、そういう意味ではありがたいお話ということで我々は聞いておりましたし、それはこの夏の段階ではそういう確認をして、この事業を進めてきたということでございます。

ただ、今あったように、我々としては、当然、都湯の受皿は確保されているのだろうというふうに認識をしておりましたけれども、我々としてはある意味では青天のへきれきのような話で、急に電話が来まして、受入れはちょっと難しいのだという状況になったということなので、我々としても、そういう意味では想定外というか、段取りをとって浴場組合とも一緒にやりながら代替先を選定してきたと思っておりましたので、我々としても突然の話というふうに思っております。

そういった中で、しからばどういうことかという中では、当然、いろいろな送迎先を選定する際には、都湯ということではなくて、もっと広くいろいろ検討してきた状況もございますから、そういった部分では新たなものを探していく、こういうふうには今考えております。

#### ○古沢委員

部長に二つ伺います。

一つは、公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金に関して、この間、幾ら出しましたということが説明されました。一般会計の土地代を含めれば6,000万円強が出ています。それは、最初の修繕費二千二、三百万円を除いて1年平均にならせば、この十三、四年間で300万円ちょっとぐらいの話です。年間の維持運営補助としてはそれぐらいの補助金ですが、実は、補助金の根拠になる協定書、あるいは、公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金交付要領、要綱などを示してくださいと聞いたのですが、ないと言うのです。こういうことが適切な補助金の交付のあり方かどうか。もしないのだとすれば、これには重大な瑕疵があるというふうに私は感じます。

さきに触れたように、そもそも経営者ではない小樽市が住宅行政審議会に公の議題として提出している資料の中で、満寿美湯に対する今言った補助金を廃止したいと言うのなら別ですけれども、経営者でもない小樽市が満寿美湯の経営を廃止するというふうに説明するのはもってのほかです。こんなことが通っていいはずがない。これをぜひお答えいただきたい。これは重大な問題だと思います。

もう一つは、この住宅行政審議会は、一回だけという話になったのですが、いろいろ議論経過があって、最後に長澤会長がこういうふうにとまとめられました。利用する人の実態をもう少し小まめにつかんでいただき、満寿美湯に協力をいただく、あるいは町会とも協議、相談をしてほしいと思うと言って、説明会についてですが、1回、2回に限らず、心の通うような説明会を開催していただきたい、このように結んでおられるのですが、この会長発言の重さについてどのように受け止めているか。

同時に、先ほどの陳情趣旨で代表の方がおっしゃっていた、せめてあと2年、つまり4号棟が完成するまで、4号棟が完成する時点での入居希望アンケートをとっておりますね、70戸の。70戸のうち、7割から8割はあらかた

めどがついてしまうのです。10戸前後ぐらいがどうするかという問題が2年後に出てくるのですが、それはそれとして検討材料になると思いますが、せめてあと2年、週4日の営業を3日に変えてでも支援を続けてくれないかということを選択肢の一つに取り込んで検討する余地のありや、なしや、それを答えてください。

#### ○建設部小紙次長

たくさん質問をいただいたのですけれども、まず、申請についてでございますが、平成8年当時で相当の年月がたっていますので、本当の詳細のやりとりがどうだったかというのはまだつかめていない状況にありますけれども、これまでも説明させていただきましたように、住宅行政という、いわゆる一般の公衆浴場の考え方ではなくて、オタモイの市営住宅のおふろのない方のためのおふろの確保ということで、住宅行政の一環としてこれまでもずっと取り組んできた流れがございますので、今の補助金につきましても、そういった住宅行政の中の一つの支援策として行ってきたのではないかというふうに思っているところであります。

もう一つ、住宅行政審議会で廃止ということ由市から提案したということでございますけれども、先ほど説明させていただきましたように、施設の老朽化等で今後いつ壊れるかわからない中で、市としては満寿美湯を今後続けていくことはできないだろうということで代替措置を考えているという説明をさせてもらいまして、結果的に代替措置をとるということは満寿美湯の廃止につながっていくということで、私どもは廃止という言い方をさせていただいたということなので、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、審議会の会長から、利用実態に合わせた説明をということがございましたので、私たちとしては、審議会の議論としては大きく二つあって、一つは廃止に向けた取組をしているということと、代替策を今考えているという説明をさせていただきまして、前段の廃止という部分については、審議会のほうでも了解をいただいたと思っておりますし、送迎先につきましても、都湯ということであれば、審議会の了解も廃止と一体で了解をいただいたというふうに思っておりますけれども、今回、都湯が廃止されるということで、送迎先が変更になったということがありますので、審議会の会長の意向もありますから、今後、改めて審議会を開催して、送迎先の変更について、計画を含めて説明をして、了解を求めていきたいというふうに思っております。

それから、あと2年、何とか残せないのかということだったと思います。本当に繰り返しになるのですけれども、確かにおふろのある市営住宅に入居している方とか地域の方も利用している実態はあると思います。そういった部分だけをとらえますと、これはオタモイ地区に限ったことではなくて、市域全域でもそういった環境の中で自宅にあるおふろに入らないで銭湯を利用されている方もいると思っております。ただ、必ずしもそういう方がいるから満寿美湯を残すと、オタモイ地区だけ特別な取扱いをできるのかということについては、いかがなものかというふうに思っているところであります。

また、おふろのない市営住宅に残っていらっしゃる70世帯の方につきましても、確かに御不便は感じられるかもしれないというふうに私どもは思っておりますけれども、本当に何回も言いますが、今後どうなるかわからない状況の中で非常に御苦勞をかけることが本当に心配されますので、本当に御不便をかけるかもしれないのですけれども、何とかバスでの送迎という代替案で、何とかおふろの確保といいますか、そういうことをしていきたいというふうに思っておりますので、その辺は御理解をさせていただきたいというふうに思います。

#### ○古沢委員

恒常的に補助金という名を通して住宅特別会計で出ているわけです。これに対する根拠がありや、なしやということについては答えていないのです。古い経緯もあるからどうのこうのというのは、事務方の主幹ともやりとりをしたのですが、恒常的に公営住宅入居者公衆浴場対策費補助金として出す以上は、普通、そんなことがありますか。補助金をくださいと言ってきたから出しました、それは長い経過のある話ですから。こんなことで会計の歳入歳出が行われるのですか。それが第1の問題です。

第2の問題は、法令上も重大な瑕疵があると言ったのは、経営者でもない小樽市が廃業だというふうに説明会や

住宅行政審議会で言い切っているという点が重大なことでもあります。同時に、公衆浴場法の適用を受ける銭湯です。最初に確認しましたね。この銭湯を、結局、補助金を出すのをやめるという兵糧攻めをすることによって落城させるわけです。つまり、結果として、浴場組合が廃業届を出さざるを得ないという状態になるわけですが、同時に、代替案に含まれている問題です。公衆浴場法で言えば、その目的、規定に反するのではないですか。代替案の送迎バス利用には写真つきのパスを発行するそうです。これは、旧住宅入居者70戸だけが対象であって、今、銭湯として使っている人たちは対象外だから排除されるのです。これは、公衆浴場法から言って重大な問題が含まれませんか。この項の最後の質問です。

#### ○建設部長

まず、補助金の支出でございますけれども、これは、事業としては、毎年、予算計上していく中で議会の議決を得て事業費として成立をしているわけです。実際の手続としては、浴場組合のほうから申請書を提出いただいて、決裁を行い、それから指令書添付の上、支出をする、こういう手続ですから……。

(「だから、その根拠がないのです」と呼ぶ者あり)

それは、最初に申し上げたように、そもそも満寿美湯の支援というのは、平成8年当時の公営住宅対策なのです。そのときに、浴場組合に対して営業していただくときの浴場組合としての要望としては、ボイラーの取替え、日々の修繕費の負担、それから赤字になった場合の補てん、こういった部分を要請されていたわけです。市としては、それを確約書みたいな形で債務負担という形になりますから、そういう形にはならないということで、それぞれの年度の中で必要なものについては支援を行うという形で今まで過ごしてきたわけです。

そういった中で、それぞれの年度の赤字補てんについては、そのときに浴場組合のほうから申請をいただいて、それに対して支出をする、こういう形でやってきたのです。修繕についてもしかりでございます。

それから、廃業届を出すのは、本来であれば設置者、当然ながら浴場組合でございます。手続的には、浴場組合のほうから廃業の手続をする形になります。ただ、今申し上げたように、そもそも満寿美湯の成り立ちといった中では、決して浴場組合が主導して営業しているという形では決していないわけです。あくまでも小樽市の住宅行政の一環として市が浴場組合にお願いして、浴場組合としては赤字補てんなどで費用負担がなければ、営業できるわけです。ただ、問題は、そもそものインフラの部分といいますか、ハードの部分ではもうこれ以上の営業に耐え得ない状況になってきている、そういう状況を踏まえた上での行政としての判断でございます。

そういった部分で、これ以上の支援も相当のお金をかければできる問題ではありますけれども、現実として、今、オタモイの公営住宅の建替え事業をきちんと進めている段階で、1号棟、2号棟、3号棟、それから4号棟というふうに進めて、おふろのない住宅の改善に努めている立場といたしましても、これ以上の満寿美湯に対するいろいろな投資については、ハードも含めてもう限界に来ているわけですから、そういった中での判断ということでございます。手続的には、当然、浴場組合のほうから廃業の手続になるというふうを考えております。

それから、送迎を70世帯にしたのはいかなものかという御質問でございます。

確かに、満寿美湯自体としては、今まで議論があるとおおり、公衆浴場でございます。ただ、何回も繰り返しますが、そもそも満寿美湯に対する支援を決定したというのは、当時、500世帯も残っていた市営住宅入居者がおふろがない状況に追い込まれるという中で、市としては特別な施策として、満寿美湯の支援といいますか、浴場組合に対する支援を行ったという経過でございます。

ですから、平成7年、あるいは8年当時に、もとの所有者の方が何ゆえに廃業するかという中では、一つは施設の老朽化、それから非常に赤字体質になっている、こういう状況の中で廃業という提案がなされたわけです。

そういった中では、地域の浴場としては非常に厳しい状況にあったということが一つあると思います。ですから、それ以降の満寿美湯については、我々としては、あくまでも市営住宅の入居者、おふろのない入居者に対するおふろという位置づけで我々は考えてきたということでございます。そういった中では、これまでのいろいろな満寿美

湯に対するアンケート調査等々についても、地域の住民の意見を聞くというよりも、市営住宅の入居者の意見を聞きながら我々はやってきたという経緯もございます。代替手段のマイクロバス等々の送迎についても、当然ながら、今のおふろのない市営住宅の入居者に限定させていただくというのがこれまでの施策のあり方と言っても我々としては整合性がとれているのではないかと考えております。

**○古沢委員**

今の点で一つだけです。

住宅行政審議会の長澤会長も、その審議会で審議された内容の大きな部分での変更が生じた。簡単に言えば、審議会のスタートラインに一回戻って考えてみるべきことですねということでは、私との意見交換ではそういうことが行われているということも参考までに承知しておいてください。

**○中央下水終末処理場の火災報知器の故障について**

次に、水道局に聞きます。

資料を消防本部のほうから出してもらっておりますが、先ほど、水処理センター長の説明では、11月24日、消防の指摘でわかったので、実はこういうことがありましたというふうに言いましたけれども、消防自体がわかったのは、私の指摘でわかった話であって、それで消防が動いた話です。

それで、聞きますが、所管関連の法令以外ですから、事前に用意しておいてもらうようお願いしておきましたけれども、消防法第17条第1項を説明してください。

**○（水道）水処理センター所長**

消防法第17条でございますけれども、条文を読ませていただきます。

「学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない」とあります。

**○古沢委員**

そこで、これは対象物に当たるのですが、消防法で言うこの防火対象物の関係者というのは水道局長に当たりますね。それはうなずいていただければ結構です。はい。

それで、同法施行規則第31条の6に基づいて、点検と報告に関して規定しておりますが、簡単に説明してください。

**○（水道）水処理センター所長**

消防法施行規則第31条の6の第3項第2号によると、3年に1度の報告となっております。

**○古沢委員**

資料を出してもらっております。長い表題になっていますが、消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書です。必要事項を抜粋してもらった資料です。

なお、黒でつぶしていただいているのは委託業者、委託業者の社員名などにかかわる点ですが、質問事項とは関係しませんので、これは消していただきました。最初に断っておきます。

法定上、3年に1回の報告書が義務化されておりますが、これが本年8月5日に出された報告書であります。ここで、この資料の2ページ目に総括表がありますが、総括表で各種設備についての判定はどうなっていますか。

**○（水道）水処理センター所長**

点検結果の下段のほうに表示されておりますけれども、判定は全部が了となっております。これは括弧になっておりますけれども、通常は丸でついております。

○古沢委員

汚泥棟に設置された火災報知設備、煙感知器ですが、これに関してお尋ねします。

この資料の最終ページの 7 ページですが、備考欄に光電アナログ式スポット型感知器というものが 267 個あります。どのような機器ですか。

○（水道）水処理センター所長

中央下水終末処理場には、R 型防災システムという防災監視盤がついてございます。これは、自動試験機能を装備しておりまして、それに対応した自動試験機能対応型の煙感知器でございます。

○古沢委員

267 個ですが、この全部に問題はなかったのですか。

○（水道）水処理センター所長

267 個のうち、22 個の煙感知器に異常が認められました。

○古沢委員

わかったのはいつですか。

○（水道）水処理センター所長

3 月 25 日に製造メーカーであるホーチキ株式会社に詳しい故障原因を調査していただきました。それで、この感知器が故障していることが判明しております。

○古沢委員

水道局長、そのことを知ったのはいつですか。

○水道局長

11 月 24 日の勤務時間は 5 時 20 分までですけれども 5 時 20 分以降、6 時くらいの間だと記憶しております。

○古沢委員

法定義務化された報告書が 8 月 5 日付けで出ていますが、実はこれが虚偽報告だったということがわかります。だれが指示してこの報告書を作成したのですか。

○（水道）水処理センター所長

この経緯を説明させていただきますけれども、水処理センターの担当者は、工事担当課からの話で、速やかに直すとの認識の下、点検業者に伝えていたことは事実でありますし、また、その話を聞いた点検業者は、記載しないことがよくないこととの認識はあったけれども、22 か所の故障している火災報知器については異常なしとの報告書を提出し、水処理センター担当者も故障の記載がないのを承知の上、報告書を受理して、消防本部へ提出しております。

このような事実と異なる報告書を提出したという結果責任は別といたしまして、故障箇所の不記載の要因をつくったのは水処理センターの担当者の発言であり、まことに遺憾なことと言わざるを得ません。

また、所長である私も報告書の決裁の際、感知器が故障していることを承知していたにもかかわらず、報告書の内容を十分に確認もせず、見過ごしてしまったことがこのような結果になったものであり、施設を管理する防火管理者として責任は大きいものと深く反省をしております。

○古沢委員

水道局に専決に関する規定がありますがけれども、私はどこを読んでもセンター長どまりでとどまる書類だというふうに読めないのです。当然、局長まで上がって決裁されている報告書だと思うのですが、局長、どうですか。

○水道局長

私は、この件があるまでは、決裁をした記憶は正直言ってありませんでした。

（「見ないで押したのか、そうしたら」と呼ぶ者あり）

いいえ、私は、当然、確認しまして、決裁をしております。ただ、見ないで押したのかどうかという御質問に対しましては、先ほど言いましたように、11月24日に私は初めて火災報知器22台が故障してそのままになっているということを知ったわけですので、いわゆる8月5日の報告書の決裁が回ってきたときには、当然、故障しているものがないという記載であったのをそのとおり私は信じて判を押したということでございます。

(「8月5日はね」と呼ぶ者あり)

はい。

**○古沢委員**

この間、9か月ないし10か月の空白期間がありますが、消防法で言えば、例えば、何がしかの理由があれば、一定期間は猶予されるというような条項がありますか。

**○(水道) 水処理センター所長**

先ほど、消防法第17条第1項を読ませていただきましたけれども、「政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない」という条文からしまして、速やかに直すべきだったと思います。

**○古沢委員**

つまり、これほど長引いた理由はどこにあったと思いますか。私は、どこか最初の時点でボタンのかけ違いがあったと思いますが、どのようにかけ違ったのか、どのように理解されていますか。

**○(水道) 整備推進課長**

故障しました22台の火災報知器、煙感知式の火災報知器になりますけれども、故障した原因については、平成21年度の工事で行いました作業が原因であります。その作業の内容としましては、多量のほこり等を発生させる作業が火災報知器を故障させたものと判断しております。その内容としては、コンクリートのはつりによる粉じんですか、配管の溶接、切断作業の煙が火災報知器を壊したものと考えております。

ここまで長引いた要因でございますけれども、これは複数の工事業者との話合いで、故障した火災報知器の交換を求めることを優先してしまったこと。それから、原因者である複数の工事業者がどの火災報知器を壊したかを特定することに話合いが必要となりまして、その話合いに時間を要してしまったこと。結果として、これらが長期間、火災報知器を故障のまま放置してしまった理由であります。

**○古沢委員**

違うのではないですか。3月に報知器の異常がわかったのは22か所です。22か所はどの報知器かというのはわかっているはずですね。これは出してもらっているもう一つの資料で、不備事項通知書です。各階に何個というふうになっていて、お手元の図面で言えば、各フロアのどこについているものにふぐあいが生じたか、故障が生じたかということがわかっているはずなのです。

ですから、先ほど言ったように、速やかにホーチキ株式会社に見てもらって、これは取り替えなければだめだということになったら、速やかに取り替えなければならないのです。これが第一だったのに、実は、その22個をわかっていながら、その周辺に散在している残りの57個も一緒に全部一遍に解決に当たろうとしたところにそもそもボタンのかけ違いがあったのではないですか。どうですか。

**○水道局長**

今の御指摘につきましては、私自身も全くそのとおりだと思います。改めて、そのときにどういう対応をすべきであったかということは、間違いなく、古沢委員が御指摘のとおり、3月25日に故障がはっきりした段階で、即刻、業者に手配して速やかに交換するということが第一の対応だったと思っております。そういった意味では、そういう意識が働かなかったということにつきましては、非常に大きく反省すべき点だというふうに考えております。

**○古沢委員**

虚偽報告ですね。言いかえれば、きつく言えば、組織ぐるみの不正行為が行われていた。隠ぺい工作が行われて

いた。

消防法で言えば、不特定多数が出入りする例えば雑居ビルだとか、人命の危険にさらされるような場所だとか、そういったところにおけるこの種の扱いは罰則規定がきちんと設けられて、きついのですが、汚泥棟の報知器の場合については、消防法には罰則がずらっと並んでいるのですが、どこにもひっかからないのです。

ところが、この汚泥棟というのは、私ども市民にとってみれば、暮らしのライフラインの最後のとりでだと思うのですよ。ここで火災が発生する、そして機能しなくなるということになれば、市民の暮らしにとっては重大なことなのです。それに対する、先ほども出ていましたけれども、危機意識の欠如です。

これは、消防も案外簡単に答えるのです。汚泥棟はそういう罰則、何十萬円の罰金とか懲役何年とかというものには当たらないみたいな言い方をしますが、暮らし向きからすれば、それぐらい重要な、重大な施設なのだという意識を持って当たっていただかなければいけない。そこで、こういう問題が起きていたということが重大なのです。

そこで最後に、管理監督者としての身の処し方、責任のとり方について伺いたい。

#### ○水道局長

今回の件につきましては、私といたしましては、防災管理業務の責任と義務の最高責任者、管理権限者でございますので、今回のこの件については、非常に重い責任があるというふうに認識しております。

この際、私のおおわびということも兼ねまして話させていただきますと、もう一つ、私は水道局長、公営企業管理者として非常に大きな責任を認識しております。といいますのは、先ほどの報告でもありましたが、法令遵守、防災意識の欠如については言うまでもありませんけれども、業務を遂行していく上で基本であります報告、連絡、相談に大きな問題があったというふうに考えております。

つまり、部下が上司に対して報告をする環境ができていたのか、何か部下が上司に対して報告、連絡、相談のできない雰囲気があったのではないかというふうに今は考えております。

こういったことにつきまして、私自身、このことは自分の職場において、自分の水道局においては大丈夫だろう、このようなことはないだろうというふうに過信していたことは否めません。深く反省しております。

今後は、このようなことが二度と起こらないように、改めて、先般 7 月に作成されました業務事故防止の指針の徹底を図りまして、法令遵守、防災意識の喚起、そして風通しのよい職場づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、具体的な処分のお尋ねですけれども、手続的には、本庁のほうに事故報告を出すことになっております。それに基づいて、私を含めて一定の判断がなされるものではないかと、そのように考えております。

#### ○古沢委員

最後に、1 点だけ建設部に伺います。

金沢団地の件で、町会絡みで話合い、懇談会が持たれたケースで聞こうとした点でありますので、町会への報告の準備はされているのかどうかだけお聞きしたい。

#### ○建設部飯田次長

それにつきましては、今後、町会長とまた改めて打合せをしてから決めていきたいというふうに思っております。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

#### ○井川委員

先ほどの中央下水終末処理場の報告を聞いて、我が党としても大変残念な結果になったということで、今後、き

ちんと法令を遵守して、二度とこのようなことが起きないでほしいということを申し添えておきます。

#### ◎水道料金の徴収について

次に、水道料金の徴収業務で、委託してから大分たちました。その後、何かいい方向に向かっているとか、メリットがあるとか、滞納金の集金がどうなっているとか、その後の状況をお知らせください。

#### ○（水道）料金課長

窓口業務なり、調停業務につきましては、おかげさまで大過なくやっております。収納率につきましては、過年度分についてなのですが、4月から10月までの累計ということになります。平成21年度同時期ですと73.8パーセントあったものが、今年度は74.4パーセントと、0.6ポイント上回っております。

#### ○井川委員

今は非常に不景気でなかなかお金が集金できないということが多い中で、少しでも上がっているということは、頑張っていらっしゃるのかなということで、今後ともあきらめないで滞納整理に頑張ってくださいと思います。

#### ◎陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について

次に、満寿美湯についてお尋ねいたします。

先ほど、陳情提出者の方はどうも御苦労さまでございます。いろいろと不安な思いで生活をなさっていらっしゃると思いますが、その件に関してですけれども、小樽市の市営住宅の中で、まだおふろがついていない住宅は何戸ぐらいありますか。

#### ○（建設）建築住宅課長

浴室が未整備の住宅は何戸ありますかということでございますけれども、現在まだ募集をしています住宅のうち、未整備の住宅は130戸です。また、募集停止、政策空き家ですけれども、その合計が93戸で、合計223戸の住戸でおふろがない状況でございます。

#### ○井川委員

今、小樽市内におふろがついていないところは223戸あるという報告がございました。その中でも最上がちょっと多くて60戸というふうになっていますね。本当に昭和38年とか昭和44年に建てられた非常に古い住宅なのです。今日も市営若竹住宅へ行ってきましたけれども、おふろのついているところに引っ越しできるという状況も踏まえて、この部分については徐々に減っていくだろうと思います。こういうところから、例えば、非常に不自由して困って、おふろがどうのとか、あるいは何か手当をしてくださという要望とかは満寿美湯のほかに来ていますか。

#### ○（建設）建築住宅課長

おふろについての要望等の有無についてということでございますけれども、今申し上げた戸数の住宅名を申し上げますと、昭和44年度建設の市営真栄改良住宅、昭和48年度、49年度の市営最上A改良住宅が2棟ございまして、昭和38年度建設の市営梅ヶ枝住宅、それから、募集停止のほうではオタモイの住宅がございすけれども、昭和40年度から昭和54年度にかけて建てられてございます。また、市営最上B住宅という長屋型の住宅なのですが、これが昭和38年度、39年度です。最後に、市営花園共同住宅が昭和36年度に建設されております。

いずれにしても、この時代というのは、市内の市営住宅でも初期のものでして、まだおふろがついていない住宅ということで整備が始まったものですから、入居者は入れ替わっておりますけれども、そういう住宅ということで希望して入居されている経緯がありますので、特におふろについての相談ですとか要望というのは特段ないような状況でございます。

#### ○井川委員

市内の銭湯がどんどん廃業されていっていますね。例えば、燃料が高くなってきているとかいろいろな部分で、そして、今は新築される家でおふろのついていないのはほとんどないので、銭湯を利用される方も非常に少ないということで、これからのマンションでも何でもおふろのないところは人が入らないと。大家さんもいろいろと考え

てつくっているのでしょうかけれども、市のほうでは、古い建物ですから、ここにおふろをつけるとなったら膨大なお金がかかって、もう老朽化している市営住宅につくってもしょうがないという部分があります。今後、市営住宅の新築や現在、若竹で進められている改良工事など整備が進むと、おふろのついているところに引っ越しができるようになると思いますが、これも無条件なわけではないでしょうし、公募もあるのでしょうかけれども、そういう部分で、130件は二、三年のうちに何とかおふろのあるところに引っ越しができるのではないだろうかという期待する部分があります。また、一般市民については、福祉だとか健康を維持するためには、市民の皆さんが平等な権利を有さなければだめだという点もありますので、市が今まで相当お金をかけて満寿美湯にお願いをしてやっていただいたという点は非常に大変だったのだろうということと、私も、今、初めて資料を見て、こういうふうになっているということが全然わからなかったのです。やはり、ほとんどこの銭湯も経営者は高齢化しているのです。2代目、3代目は銭湯を継がないと。なぜかという、もうからないからなのです、はっきり言って。だから、そういう部分では、これからの銭湯の経営というのは大変だろうなど。昔はまちに必ず1軒や2軒は銭湯があったのです。それがどんどん今は浴場が廃止になって、本当にどこに銭湯があるかと考えたときに、なかなか頭に浮かんでこないぐらい、銭湯が少なくなったということです。

ちなみに、私は銭函に住んでいるのですけれども、銭函には銭湯がないのです。もう早くになくなっていました。銭函の住民はどうしているかといったら、JRに乗って、南小樽の神仏湯まで来るのです。ですから、おふろへ来るたびに、電車賃往復とおふろ代で必ず1,000円ほどかかるのです。それでは、こういうときは少し補助してくれませんかということにはならないですね。あとは手稲に行くのです。銭函はちょうど中間ですからね。やはり、皆さんは、大変、不自由を感じて、だから、どんどん札幌市のほうに引っ越しされる方もいらっしゃるのです。銭函でも相当古い住宅などはついていませんから、札幌のほうに引っ越しされる方も多くなってきています。やはり今、だんだんと若い人もお年寄りも便利なところで生活したいというのが筋だと思うのです。ですから、ちょっとでも不自由を感じると、なかなか今の人は我慢ができないということで大変な思いをされています。

そんなことを含めて、今まで六千何百万円もかけられたのでしょうかけれども、平成8年でこれだけかかっている修繕費なのですけれども、これが例えば存続して、またさらに修繕費をかけるとなったら、もっと設備も古くなっているから、このぐらいの金額では修繕できないのだろうという気もします。手だてとして、代替輸送により銭湯まで運んでくださるということで、私は、市のほうでは一生懸命頑張っただけでそういうふうにしたのではないかと思います。

オタモイ町会にはそのお話をしましたか。御了解をとっているのでしょうか。

#### ○（建設）白川主幹

先ほど議論がありました説明会の後に、町会のほうから役員の方がおいでになりまして説明をさせていただいております。ただ、対象入居者の方に、まず行き先も含めて、運行方法の御理解いただいて、それをもってまた改めて町会のほうに説明をして、周知を今後やっていきたいと思っております。

（「それだって、私が言って、会長がわざわざ来ただけでしょう。あなた方は排除したんだよ、町会だって。ちゃんと正確に答えなさい」と呼ぶ者あり）

#### ○井川委員

はい、古沢委員、わかりました。

町会の方もそのバスには乗れるのですか。オタモイの市営住宅の方だけをそのバスに乗せていくのか、あるいは、その辺の近所に住んでいらっしゃる町会の方もそれに乗せていかれるのでしょうか。

#### ○建設部小紙次長

先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、満寿美湯が今まで継続してきたというのは、あくまでもおふろのない市営住宅の入居者の方のための住宅施策の一環として行ってきたということでもありますので、今後も

そういった方針で行きたいというふうに思っています。私どものほうとしては、送迎バスの対象になる方たちは、今のおふろのない住宅に住まわれている方に限定するというように考えています。

**○井川委員**

私もちょっとお尋ねをしたら、町会としては、そういう事情であればやむを得ないということでしたというお話は聞いておりました。そういうわけで、マイクロバスにはその住宅以外の方には乗れないということですね。わかりました。

都湯が受入れできないということは、老朽化してだめだということですか。

**○建設部小紙次長**

当初、都湯といろいろ協議をさせていただいて、陳情も上がってきたという経緯もあったので、お願いをして、都湯はお客様においでいただけるということで大変喜ばれていたのですが、先ほどお話ししましたように、突然、来年 3 月でやめたいというお話がありましたので、私たちも、本当にここまで話がまとまっていて、何でこの時期にやめるのだと本当にびっくりしたのですが、いろいろな御事情があるようで、やめたいということでした。私たちも、それ以上説得ができなかったため、その点についてはやむを得ないので、次はどこにしようかということはどういう形になるかということで、今後、いろいろと詰めていきたいというふうに思っております。

**○井川委員**

都湯がだめであれば、次はどこをお願いしているのでしょうか。

**○建設部小紙次長**

当初、都湯にお願いしたというのも、なるべくオタモイ地区からそれほど遠くないところで、移動時間があまりかからないほうが良いということで一番近いところをお願いした経緯がありますので、浴場組合のほうとも相談をしていますけれども、なるべく利用する方に御不便をかけないような場所を設定していきたいというふうに思っております。

**○井川委員**

まだ、かわりの銭湯とは交渉の最中なのですか。それがよくわからないと、やはり住宅の方も不安を感じるのではないかと思います。例えば今度は手宮のどこですとよとか、近くのどこですということがわかれば、ほっとするのではないかと思います。名前がわからないのですか。

**○建設部小紙次長**

今、いろいろと話し合いをさせていただいています。その中で、最終的にここだという決定はまだしていません。ただ、今話しましたように、距離からいっても、次に近いところといたしたら、手宮地区に 3 軒ありますし、小樽駅前に 1 軒ありますので、そこをまずメーンに考えていく必要があるのかなというふうには思っておりますけれども、まだ決定はしていません。

**○井川委員**

まだ決定していないということですが、手宮に 3 軒、小樽駅のそばに 1 軒というのであれば、どこかに落ちつくのだろうと思います。ぜひ住民とお話し合いをして、なるべく不満のないような送迎をしていただきたいと思います。

---

**○佐藤委員**

**◎地籍調査について**

それでは、私のほうから、まず、地籍調査についてお伺いしたいと思います。

前回の定例会で、地籍調査の陳情については、全会一致で採択されました。そして、当然、小樽市にとっても必要な事業であるという回答をいただいたと記憶しております。具体的には、前回の定例会で採択されて今回

の定例会で、まだ何も決まっていないというのが現状でしょうけれども、前回の定例会から今定例会に至るまで地籍調査に関してはどのような調査等が行われてきて、どこまで進んでいるのか、現状をお知らせいただきたいと思っています。

○（建設）用地管理課長

地籍調査に関する現状について説明をさせていただきたいと思います。

陳情が採択されて以降、前回の定例会のときにも話をさせていただきましたけれども、現在、道内で地籍調査を実施している市に対してアンケート調査等を実施しておりました。それにつきましては、道内 8 市に対してアンケートをお願いしていたのですけれども、回答をいただきまして、現在はその取りまとめが終わったというような状況でございます。

○佐藤委員

取りまとめが終わったということですが、その 8 市の回答について、大ざっぱでいいですが、実際にやっているということでしょうから、その辺の内容について今お話できるのであれば、お話しいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

まず、7 市につきましては、現在実施している市に対してアンケート調査をさせていただきました。残る 1 市につきましては、平成 18 年度まで実施をしていたけれども、現在は休止をしている市です。合わせて 8 市ということで調査をさせていただきました。

その中で、質問の内容等についてですけれども、事業計画についてどの程度の期間をとっているのかとか、職員はどのぐらいの体制でやっているのかというようなことについて質問させていただきました。

その 8 市を見てみると、結構ばらつきがある状況になっております。地籍調査の現在の進捗状況につきましても、全体の対象面積に対する進捗状況につきましてもかなり大きな開きがございますし、事業期間につきましても、短いところで言うと 15 年程度でとっているところもあれば、50 年程度という形でとっているところもあります。体制につきましても、多いところで言うと職員、臨時職員を含めて 7 人程度でやっているところもありますし、3 人程度でやっているところもあります。

調査の内容としましては、それぞれいろいろな課題を持ってやっているようですけれども、一くりにこういうふうに行っていますとはなかなか言い切れない結果になっております。

○佐藤委員

今、15 年程度から 50 年というお話を聞きました。当然、まちの規模によって違うのだらうと思います。

ちなみに、アンケートをお願いした 8 市の都市名をお話できればお知らせいただきたいと思います。

○（建設）用地管理課長

札幌市、恵庭市、北見市、伊達市、留萌市、稚内市、旭川市、それと現在休止中のところで深川市でございます。

○佐藤委員

アンケートをとって、これから庁内で検討、分析してということになるのかと思いますけれども、それでは、実際、その調査に対する分析をいつまでして、いつまでに予算づけして、いつからスタートするのかということこれから決めていくのだと思いますけれども、当然、提出された陳情が全会一致で採択されたとなれば、陳情者から現在はどうなっているのかという質問をされるのがこれから多くなってくるのだと思います。そのときに、今、庁内で検討中ですという返事がいつまでも続くようでは、我々としても責任を持って採択したという側からすれば、そういう返事も 1 回や 2 回ならいいですが、それ以上は、責任を持ってやらせていただいたというところから、その辺もなかなか言いづらい部分があります。

今後のスケジュールについてはどう考えているのか。その部分は、一、二年の誤差はあるにせよ、いつからいつ

までがどういうスケジュールで、いつからいつまではスタートさせたいと思うということがせめてわかれば、そういうお話をさせていただいて、当然、それに向けて陳情を提出していただいた方にも、では、その部分については小樽市と協力する部分ができますね、我々も中に入って勉強することもできますね、というお話ができると思いますが、今後のスケジュールがわからない中ではなかなかできないので、その辺の今後のスケジュールについてはどのように考えていますか。

#### ○建設部長

当委員会の中で陳情が採択されたという重い事実を我々は背負っているというふうに思っております。今、佐藤委員のほうからも、先が見えない中でいろいろな議論をしてもということだというふうに思っています。

課長のほうから申し上げたように、今、全道各地でいろいろな形で取り組んでいるなということが我々が実際に調査をしてみてわかったことです。その中で、計画期間も50年という相当長いところもあるし、10年ぐらいの短いところもあります。全体事業費についても、50年というところは、何十億円というお金をかけているところと、当面の中でという形で取り組んでいるところもありました。

それから、補助事業といいますか、国から支援が得られるのですけれども、国としては、実質的な市の負担は5パーセント程度ということなのですが、いろいろ各市を見ると、必ずしもそうではなくて、それとはかなり違う形で財政的な負担をそれぞれ行っているという事実も我々はわかりました。

そういった中で、大変申しわけないのですが、今、これからのスケジュールをいつからという形で申し上げられる段階にはございませんけれども、今言ったような調査を基に、小樽市としてどういった形で取り組んでいくのかといった部分については、きちんと内部的に議論をしていこうというふうに思っております。

この地籍調査の必要性については、当然ながら、いろいろな議論があったということ踏まえて、必要なものであることは十分認識しておりますので、そういうことの中では取り組んでいく課題であるというふうに思っております。

明確な答えができないのは私としても大変恐縮ではあるのですけれども、今はそういった段階にあるのだということをお理解いただいて、当面、我々も一歩前に進むような形で、どういったことができるのかをもう一度皆さんの御意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っています。

#### ○佐藤委員

これは私の希望ですけれども、これから市の骨格予算をつくっていきますが、来年は選挙の年で、実際に執行されるのは多少遅れるのでしょうかけれども、その中で、地籍調査にかかわる部分で、少なくとも調査費ですとか、わずかでも構いませんけれども、まずは予算をつけていただきたい。そして、取り組む姿勢を見せていただきたいというのが一つの要望です。

それと、いつまでも議論をしても前に進まないということもありますので、平成22年度中にこのアンケートを基に、ある程度の方向性を決めていただいて、できれば新年度からはそれに向かってスタートしていただきたいと思います。そうでなければ、またいつになるのですかという話にもなりかねないと考えます。

今、部長のほうからは、前向きにやっていきますという答弁をいただきましたので、さらに答弁は必要ありませんが、これは私の希望としてお話しさせていただきたいと思います。

#### ◎市営若竹住宅について

続きまして、市営若竹住宅についてお聞きします。

今朝、視察させていただきまして、大変すばらしい住宅になったというのが感想であります。中を見させていただきながらいろいろ質問をさせていただいたのですけれども、もう一度、確認の意味もありまして質問をさせていただきたいと思います。

まず、この市営若竹住宅について、もともと60戸あったものを2DK30戸、3LDK10戸の40戸にする。その中

で募集をしていくというお話です。当然、そこに住んでいらした方がまた戻ってくる部分もありますし、新しいところから住み替えをされる方がいらっしゃるということです。

この40戸の中で、2DKと3LDKそれぞれ募集以前に入られる方は何戸ありますか、2DKと3LDKそれぞれでお答えいただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

住み替えについてでございますが、まず、今の道営若竹団地3号棟に住まわれている方は10世帯ございまして、この方たちは2号棟のほうに移る予定になってございまして、この方たちがすべて2DKに移りますので、まず10世帯です。それと、市営最上B住宅です。ここは平屋の長屋型で10世帯いるのですけれども、この方たちも私どもの計画に基づいて住み替えしていただきます。今、聞き取りの意向調査中ですが、一、二軒は近くの市営住宅にとり御希望の方がいらっしゃいます。まだ確定ではないですけれども、8世帯かその程度くらいが市営若竹住宅のほうに移る予定で、この方たちも2DKの世帯の方です。

ですから、40戸のうちの10戸の3LDKがすべて公募できる形です。30戸の2DKのうち、20戸弱が住み替えで埋まりますので、10戸強を公募ということで予定してございます。

○佐藤委員

それでは、いつから公募するのかという話で、市営住宅に関しては、偶数月の募集ということになっておりますけれども、この3LDK10戸と2DK10戸強についてはいつからの公募になりますか。

○（建設）建築住宅課長

入居は来年の4月からを予定しておりますので、この公募は、来年の広報おたる2月号に掲載して、4月以降に入居できるような形で準備していきたいということで動いてございます。

○佐藤委員

そのときには、当然、料金等についても明示されて募集されるということですが、料金とほかの入居条件について教えていただきたいと思います。

○（建設）建築住宅課長

まず、料金のほうですけれども、2DKと3LDKの二つございまして、収入基準以内の本来家賃というものは収入によりまして4段階に分かれております。まず、2DKのほうは、一番低い1分位から月当たり1万4,300万円です。4分位の方が2万2,500円の家賃でございます。それと、3LDKのほうは2万7,700円から4万1,200円の家賃でございます。

それと、入居の条件ですけれども、3LDKのほうは3人世帯以上の方の募集です。2DKは2人世帯が標準ですが、単身者も可能です。

○佐藤委員

小樽築港駅前にあり、エレベーターもあり、駐車場はないですけれども、かなりの倍率になるのかなというふうに思います。そういう意味では、同じような形で1号棟と3号棟がまだ残っているわけですが、また2号棟の評判を聞いて、ぜひ1号棟と3号棟についても同じような改修が行われればいいというお話も聞きます。当然、そう望んでいる方も多いたと思いますけれども、1号棟、3号棟についての今後の改修予定はどのようになっていますか。

○（建設）白川主幹

昨年度、今後の市営住宅の整備について、長寿命化計画を策定いたしました。その中で若竹住宅も位置づけてございますけれども、1号棟につきましては、平成23年度、24年度の整備、それから3号棟につきましては、26年度と27年度、それぞれ2か年ずつの整備ということで計画に位置づけているところでございます。

○佐藤委員

そうしますと、1号棟については平成23年度からと。具体的なスケジュールとしては、大ざっぱでいいですけども、どのような形になりますか。何年度には設計して、何年度からというところをお願いします。

○（建設）白川主幹

1号棟につきましては、平成23年度からの工事着手を予定しておりますので、来年度に設計を行いたいというふうに考えております。いずれにしましても、今はまだ北海道の建物でして、事業主体変更について北海道と協議をさせていただきたいと思えます。

○佐藤委員

事業主体変更については、1号棟、3号棟それぞれ、随時、別々にやるのですか。それとも一遍にやってしまうのですか。

○（建設）白川主幹

その事業主体変更の方法についても、今後、北海道と具体的に詰めていきたいと考えております。

○佐藤委員

わかりました。

それと、この2号棟がそろそろ完成して、入居を開始されるというところですけども、この工事に関して、1階部分の商売をしている方ですとか、近所の町会の方ですとか、周りの方からのクレームというのはありますか。

○（建設）白川主幹

今回の市営若竹住宅2号棟の改善工事ですけども、既存の建物の改修工事ということで、内装を解体したり、既存の躯体を一部解体するなど、解体工事が当初、先行してございました。解体工事については、騒音対策ということで、うるさいという話が一部ありまして、特殊な機械を入れたりして、なるべく騒音の少ない形での工事を進めてございます。

○佐藤委員

1号棟からまた新しくする場合には、その辺に留意していただいて、周辺の方に迷惑がかからないような状況でやっていただければと思います。そしてまた、今回は、お店の休業日に耐震工事をされるという心遣いもありまして、そういう意味でクレームが少なかったのかなと思いますので、やはり、1号棟にかかる場合も、地域又は入居している方のコンセンサスを十分得ながら改修を実施していただきたいと思えます。

これは、2号棟に入居してからいろいろなトラブルがあるかもしれませんし、地域特有のこともあるかもしれませんので、ほかの住宅とはまた違う形になろうかと思えますけれども、その辺はまた注意していただいて、ぜひ1号棟についても前倒しのできる部分に関しては早め、早めにやっていただけたらと思えます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時20分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

## ○秋元委員

### ◎第1185号満寿美湯の経営存続方について

初めに、満寿美湯の件についてなのですが、先ほど陳情者の方から陳情の趣旨を説明していただきました。今回、当委員会で配付していただいた資料を見て、率直に6,600万円も支出されていたのだなということにすごく驚いておりました。

先ほど来、ほかの委員からも質問があったのですが、非常に特殊なケースなのだなというふうには感じておりました。住宅行政として行っていたことが、結果的に地域のコミュニティという部分にも関係して、本来であれば分けて話せばいいのではないかというふうには感じるのですが、結果的に今回のような問題になっていたのだなというふうに思うのですが、今回いただいた資料の中で、まず平成8年に入居戸数が572戸あって、約10年で半減しているのですが、こういう状況を踏まえて、平成21年度に実態調査は行われたそうですけれども、どのような調査をされてきましたか。

### ○（建設）白川主幹

満寿美湯の経営がなかなか難しいということで、何回か利用実態調査を行ってきております。そういう中で、先ほどの資料の中にもありますように、平成17年度に市営オタモイ住宅1号棟が完成し、19年度に2号棟が完成して、浴室のない入居者がどんどん減っていくという状況がありましたので、それぞれのタイミングに合わせて入居者の利用実態調査をやって、かなり利用状況が減ってきているということを確認できましたので、段階的に定休日を増やしてきている状況でございます。

## ○秋元委員

住宅行政審議会の中でも議論されてきたということで、今回の問題に関してどのような議論の内容だったのか、代替案が考えられているということなのですが、代替案のバス運行までの議論といいますか、どうしてそういう結果になったのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

### ○（建設）白川主幹

住宅行政審議会の中では、先ほど資料でお示しましたオタモイ住宅の居住世帯の推移ですとか、満寿美湯運営の状況、あとは代替措置としての送迎車の運行等を説明させていただいて、満寿美湯の廃止についてはおおむね御了承を得たと考えております。

また、送迎については、住宅行政審議会では長橋の都湯を想定しておりまして、それについて説明をさせていただいて、運行としては火・木・日の週3日で、15時から19時の間に1時間に1本ずつで往復するという説明をさせていただいております。

住宅行政審議会では、幾つか意見があったのですが、あと2年ほど続けてほしいというような意見と、やはり廃止というのはやむを得ないだろうと、次の送迎の案についてもっと住民の意見を聞いて進めてほしいという意見等があった次第です。

## ○秋元委員

私も、近くに住んでいる方にちょっと話を聞きましたら、施設が老朽化していて、ふろに入っても寒いという話を聞いたり、あとは、例えば1日30人程度の利用者があるということなのですが、先ほどの話では、おふろがない市営住宅に住んでいる方が通っているというケースと、近隣の方も利用しているということで、私が伺った方も近隣に住んでいる方なのですが、実はおふろはあるのです。例えば、高齢のお二人の住まいで、自分の家のおふろをわかして入るよりは銭湯に行ったほうが良いということで通っている方もいるということです。

先ほどの陳情のお話を聞いていますと、これからバスで輸送するということを考えますと、確かに住宅行政ということで進めてこられまして、中にはおふろのない近隣の方も入っているかもしれませんが、高齢という理由で自宅のおふろに入るよりは銭湯に行ったほうがという方もいるというふうには伺ったのですが、説明会の中でこ

うというような話とかが出たりするのですか。例えば、先ほど20人ぐらいが説明会に来られる中で意見も聞かれて、意見は2件ぐらいしかなかったということですが、ほかの方からはどのような意見があったのか。また、私が押さえているような、自分の家にはおふろがあるけれども、銭湯に通っているというような方もいらっしゃるのか、その辺は押さえていますか。

○（建設）白川主幹

11月9日に行いました説明会は、浴室のない市営住宅入居者対象の説明会でしたので、一般の方は案内していない形でしたので、そういう方は出席されていなくて、そういう意見はございませんでした。ただ、実際に満寿美湯を使っていらっしゃる方が市営住宅入居者なのか、それ以外の一般の住宅なのかというあたりは別に調査をした経過がございます。昨年度に実施した調査の中では、3割ほどが市営住宅入居以外の方が利用しているという調査結果がございます。

○秋元委員

この一般の方々と思われる3割ほどの利用者の状況、具体的には、自宅におふろがあるのか、ないのかというような実態調査まではしていないのですか。

○（建設）白川主幹

そこまでの調査は行っておりません。

○秋元委員

今回、聞きますと、代替案としてバスを運行したいという説明でしたけれども、これはいつぐらいまでの期間をめぐりにしているのでしょうか。先ほどの陳情趣旨説明の中では、陳情された方は2年間は何とか維持してほしいということだったのですけれども、バスはどのぐらいの期間運行させる予定ですか。

○（建設）白川主幹

今、オタモイ地区では建替え事業を進めておりまして、古い住宅から新しい住宅に住み替えていただくということで進めておりますけれども、今、4号棟の設計をやっております。来年度、再来年度の2か年で建設工事をやる予定になっております。今、70世帯の方がいらっしゃるのですが、4号棟は45戸建設しますので、そうすると、70引く45で25世帯が残る勘定になるのですが、2年間という経過の中でどれくらいになっていくのかというあたりは、また推移も見ながらということなのですが、当面、4号棟の建設完成までは送迎車の運行を考えて、その後は残っている方の状況を見て次の方向の再検討が必要ではないかと思っています。

○秋元委員

例えば、今回、バス輸送が決まったとして、中にはよかったと言われるような方もいるというふう聞いております。そういう中で、先ほど井川委員のほうからもほかの地域のおふろのついていない市営住宅のお話がありましたけれども、ほかの住宅との公平性といえますか、平等性といえますか、なぜ満寿美湯に通っている人たちだけに、手厚いといえますか、私は手厚い支援をされてきたのだなというふう感じたのですけれども、こういう平等性という部分に関してはどういってお考えをお持ちですか。

○建設部長

先ほどからの議論でございます満寿美湯の件につきましては、繰り返しになるのですけれども、平成8年当時に営業をやめるといったときに、まだオタモイ地区というのは非常に多くのおふろのない公営住宅を、500世帯ほど抱えていたという状況の中で、そういう意味では住宅施策のオタモイの建替え事業の中の一つの施策として位置づけていったということがございます。ただ、先ほどの御質問のとおり、他にも市内にはおふろのない公営住宅がございますけれども、そういう意味では非常に戸数が少ないといったこともあって、逆に言うと、オタモイ地区のおふろのない住宅が500世帯もあったということが、この施策を実行してきた背景にあるということがございます。そういった面では、他のおふろのない公営住宅はどうなのだという議論もあると思いますけれども、あくまでもオタモイ

イ地区の特殊性といったことで御理解をいただきたいというふうに思っています。

○秋元委員

わかりました。

それで、マイクロバスを運行するとして、費用的には年間どのぐらいかかるものなのでしょうか。

○（建設）白川主幹

今、この事業を検討するに当たって参考見積りを徴しておりますけれども、今の予定では四百数十万円ぐらいで事業を行っていけるというふうに考えております。

○秋元委員

今のままで存続させても460万円ほどかかるのですね。万が一、先ほどもお話しされていましたが、修繕費がかかった場合にはそれ以上の費用がかかってしまうという部分では、どちらかといえばマイクロバスを運行させたほうが費用的には安く上がるのかなというふうには感じるのですけれども、これが、この案を聞いたときに代替案がなく廃止してその後は知りませんというのでは大変問題があるなというふうには思ったのです。本来であれば、最初にお話ししたとおり、私も平成8年から平成21年度まで6,600万円も支出されてきたことに非常に驚いたのですけれども、平等性というものも考えますと、今後、最小限に、費用対効果と言ったらおかしいですけれども、そういう部分も考えていかなければいけないというふうには思うのです。この辺は、説明会の中で、例えば運行するに当たっての質問ですとか、先ほど時間の話も説明していただきましたけれども、不安に思っていることですか、そういうような意見はありましたか。

○（建設）白川主幹

説明会の中では、確かに費用対効果という御質問もございました。それについて、今、報告させていただいたことと同じように答えています。今年度の補助金の予算額が450万円を計上させていただいておりますが、それに土地代とかを含めると500万円を超えます。まだ今年度は決算ではなくて予算ですが、そんな状況ですので、そういうことも説明して御理解をいただいています。

また、それについての不安ということについては、特にその場では手を挙げておっしゃる方はいらっしゃらなかったです。先ほどの残してほしいという方と、自由にいつでも使いたいのだという御意見の方がいらしたぐらいです。

○秋元委員

わかりました。

この件につきましては、私自身も会派でも話し合いました。一定の考えはあります。ただ、やはり住まわられている住民の方もいますから、しっかり不安解消に向けて説明会も行うというお話を先ほどしていただきましたけれども、ぜひ安心していただけるように配慮していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

◎市営住宅の申込みについて

続きまして、市営住宅の申込みにつきまして、これも住宅行政審議会の中でお話があったということで私も聞いておまして、実は以前から建築住宅課長のほうには、申込みの件についても相談させていただいておりました。今回、議題にあったというのは、塩谷の住宅がこれまでも繰越住宅があるということで、今までは2か月に1回の募集だったのを随時募集とすることを考えているというお話だったのですけれども、この件について御説明いただけますか。

○（建設）建築住宅課長

市営住宅への入居方法については、公営住宅法に基づきまして要件等を審査して入居しているところなのですが、公平性と入居希望者が多いということから抽せん等という形を小樽市は採用しています。最近、郊外で倍率が低いところがあるため、入居の方法を検討しようということで、今は予定なのですが、来年度から、今

御質問がありましたけれども、随時募集のようなことはどういう形で導入できるかということで、住宅行政審議会の御意見を聞いたところです。

ちょっと説明しますと、現在、2 か月ごとに公募して抽せんをしています。それをわかりやすくするために定期募集という言い方をしますと、定期募集では、すべての住宅で空きがあると広報おたるやホームページでお知らせして公募して、その募集戸数よりも多い申込者がいたら抽せんという形でやってございます。

ただ、これは公平性は非常にあるのですけれども、問題点として、やはり年間に何件かお問い合わせ等を市民の方からいただくのですけれども、定期募集は2 か月ごとのサイクルなので、例えば早急に公営住宅に入居したいことになったとか、住宅に困窮されている方で地域を選ばないのでどこでもいいという方でも、次の募集は1 か月後、2 か月先ですよという問題点もあったものですから、一定の地域、募集しても募集戸数に満たない応募で、繰り越して次回にいくような状況がある地域を随時募集ということで、いつでもお問い合わせいただいたら、そこを見ていただいて、申し込んでいただいて、審査して入居ということを今検討しているところでございます。

#### ○秋元委員

例えば塩谷などですと、私も市営住宅の相談をたくさんいただきますけれども、やはり中心部に住みたいという方がたくさんいて、塩谷のほうとかをお勧めすると敬遠される方が多いというふうに思っているのです。

今、課長のほうから随時募集という御説明をいただきまして、今までの状況からそういうことは考えられないのかもしれないのですけれども、例えば塩谷で随時募集を始めたときに、例えば一定の数日間の募集期間を設けて、その中から抽せんという形にするのか、それとも早い者順と言ったらおかしいのですけれども、申込みの早い方々からどんどん入っていただくという形をとるのか、随時募集という随時というのはどういうことを言うのですか。

#### ○（建設）建築住宅課長

随時の募集ということでも、幾とおりにか募集の方法があるかと思えますけれども、今、市のほうで検討しているのは、広報おたるとかホームページで、その地域で随時募集していますよというお知らせをして、市民の皆様にご知っていただくと。随時募集というのは、基本的に対象の地域の住宅で、引っ越されたりしてあきましたら、退去修繕が終わりまして募集にかけて、通常ですと定期募集に行くのですけれども、対象住戸が出たら、今ありますよということで、市営住宅管理事務所のほうに掲載してわかるようにする。あと、電話で市の担当の部署とか市営住宅管理事務所とかに聞くとこの公営住宅がありますよというお知らせをする中で、来て、見ていただくか、電話等でそれを希望されるということでしたら、来て、具体的に住宅を見ていただいて申込みをしていただくという形で、順次、申込みの受付をして、通常、抽せんの場合もそうですけれども、仮当選しますと、かぎを渡して、まず住宅を見ていただいて、それでいいということになれば次に書類等の審査で決まっていきます。もしそれが立地などでなかなかという場合は、次は補欠者に回るような状況ですので、随時募集の場合は、申込みの受付順に受け付けて審査をしていきたいと考えております。

#### ○秋元委員

市営住宅の相談の中に、いつ募集しているのかということも結構あるのです。周知という部分では、いろいろな形でされていると思いますし、かなり浸透してきていると思いますけれども、まだやはり募集について例えば偶数月にやっているということを知ってなくて、奇数月に申し込みたいという相談もあります。ましてや、今回、塩谷とか随時募集に変わったということを知るとなると、いろいろな周知の方法を考えていかないと、今までどおりでは公平性という部分で、わかっている人たちは申し込みやすいですけれども、知らない人たちにしてみれば、申込みの期間が遅れてしまうことになってしまいますので、周知の仕方も工夫していかなければいけないのではないかなというふうに思います。

あと、塩谷以外の繰越しになってしまうような住宅がもしあった場合に、考えにくいですが、例えば中心部で事故空き家とか何らかの事情によって繰越しがあった場合に、その住宅に限って随時募集するということも考

えられるのか、これはどうですか。

#### ○（建設）建築住宅課長

二つ御質問がありまして、周知の方法は、いろいろ工夫をして、市民の方が戸惑わないようにということですが、これは先ほども言いましたけれども、随時募集、定期募集という言葉もなかなかなじみがないと思いますので、わかりやすいように変わり目のときにはお知らせをしたいと考えております。

それと、中心部の事故空き家ということなのですけれども、今予定をしているのは、塩谷地域の住宅の随時募集ということと、もう一つ事故空き家というものがございまして、これは、病気などで単身の方が部屋で亡くなられて、安否の確認をした際に、残念ながら亡くなって3日とか4日後に発見されたとした場合、そういう事情で公募しますということを、1年間あけた以降に、事故空き家という説明をして募集している住宅です。これも、平成21年度は5件の事故空き家の公募を行いまして、その中の3軒は決まったのですけれども、2軒は繰り越しました。事故空き家は、毎年1年に1回、8月ということでやっています。そうしますと、繰り越した2戸は来年8月までとなってしまうので、一緒に随時募集にしたいと。

ただし、事故空き家につきましては、今御質問があったように、中心部の事故空き家ですと、1戸出ても、そういうものはあまり気にしないよということで複数の方が申し込まれて抽せんになったりしています。そういった場合がありますので、事故空き家は、一度公募をして、それで繰り越したものは1年待たないで翌月に随時募集に繰り入れてやると、そういう形で運用したいと考えております。

#### ○秋元委員

わかりました。

前も課長に相談しましたが、どうしてもすぐに住宅に入りたいという方が過去にいて、なかなか入りにくかったという部分もありますので、随時募集というのは非常にいいなど、本当に入りたい方がすぐに入れるような状況は非常に望ましいと思います。

また、周知の部分はぜひ研究していただきたいと思いますし、間違えてほかの住宅も毎月随時申込みできるというような過度な期待が持たれないような工夫をぜひしていただきたいと思います。

#### ◎除雪基準の一部見直しについて

次に、今年度の北海道開発局の除雪費用が昨年度より26パーセントほど減額されているということで、一般市民の方からも、ほかの市ですけれども、女性の方から非常に不安に思っているとの声がありましたし、報道されている新聞記事を読みました。

たしか、予算特別委員会の中で高橋委員長のほうからも質問されたかと思うのですけれども、もう一度確認の意味で質問させていただきたいと思います。新聞報道によりますと、除雪の出動基準を見直すとありますけれども、基準の見直しについては市のほうには何か連絡とか通達とかはございますか。

#### ○（建設）雪対策課長

除雪基準の一部見直しでございますが、新雪除雪につきましては5センチメートルから10センチメートル程度で出動するようになっており、昨年度と基準は変わりありませんが、運搬排雪につきましては、昨年度は2回から3回、今年度は1回から2回と聞いております。また、凍結防止剤の散布につきましては、昨年度は1平方メートル当たり30グラムでしたが、今年度は20グラムに抑制すると伺っております。

#### ○秋元委員

今、昨年度との基準の違いを説明していただきましたけれども、これに関しての小樽市への影響と申しますか、市道除雪への影響というのは、私たちの考えでも基準が変われば少なからず影響があるのではないかというふうには思うのですけれども、この影響についてはどういうふう考えていますか。

○（建設）雪対策課長

市道への影響でございますけれども、今年の冬は初めて直面することになりますので、現時点では想定することは難しいですが、例えば市道を迂回として使用する車両が増えることや、排雪の回数が減ることから交差点の巻き込み部分に雪山が残るなどの状況が心配されております。ただ、小樽市としては基準は変えていませんので、その辺は連携して対応していきたいと思っております。

○秋元委員

今説明いただきました交差点の雪山ですとか、そういう苦情なりがあって危険な状況にある場合には、これほどいうふうに解決するのですか。

○（建設）雪対策課長

国道又は道道と市道との交差点であれば、市道も気をつけますし、もし道道の側でも雪がたまっているようであれば、それは連絡して処理してもらおうような、その辺の連携を考えております。

○秋元委員

わかるのですけれども、非常に心配だなというふうに思うのです。例えば、市の除雪の出動基準も、5センチメートルから10センチメートルに変わるということがもしあったとすれば、ほかの委員の方も心配してさまざまな議論になると思います。また、運搬回数も2回から3回だったものが1回から2回に減るということは、考えても、道路の状況が非常に悪くなるのではないかというふうに単純に感じるのです。

新聞記事を読みますと、例えば歩道の除雪も回数を減らすとか、開発局から路肩の除雪までしなくていいと言われているという業者からの話も出ていますけれども、こういうような話というのは、市として何か情報を聞いていますか。

○（建設）雪対策課長

国のほうからは、そこまでは伺っておりませんが、歩道除雪につきましても10センチメートル程度で出動するというところで昨年と基準は変わっておりませんので、あまり路肩の部分とかは伺っておりません。

また、市道につきましては、歩車道段差解消業務を委託しておりますので、国道、市道との段差につきましては、現場の状況を確認しながら、極力、段差ができないように対応していきたいと考えております。

○秋元委員

極力ということは、万が一にもあるかもしれないということですね。

課長を責めているわけではないのですけれども、安全確保という部分で、今後、先ほどお聞きした交差点の雪山の件ですとか、道の管轄だとして要請しても解消されない場合には、市でそれを除排雪するようなケースもあり得ますか。

○建設部飯田次長

基本的に、国道、道道、市道という形で、それぞれ道路管理者がいて除排雪をやってございます。その中で、先ほどから懸念されているような国道については、確かに排雪回数が減るとか、路肩の雪を若干残すようなことも考えられるというようなお話は、ホームページにも出てございますし、新聞報道等々でも出されています。ただ、道道に関しては、昨年度と同じ事業費で今年度も取り組むというふうに聞いてございます。市道も、昨年度と同様に9億5,000万円の除排雪費で今年度は取り組んでいくわけでございますが、少なくとも市道と道道については昨年度並みの基準が確保できるのではないかというふうに思っております。ただ、うちが交通安全上危険だからといって国道の雪を排雪するということはなかなか難しいことと思っておりますので、必要に応じて道路管理者に強く要請していくことをやっていきたいと思っております。

○秋元委員

本格的に雪が降る前に、道とか国との連携というようなものはありますか。

### ○（建設）雪対策課長

各道路管理者とは、除雪体制連絡会議といいまして、今年 8 月に 1 度、年内にもう 1 度やる予定であります。そのほかに、例えば市内の除雪懇談会で意見、要望などがございましたら、その都度、各管理者にも伝えておりますし、その辺の連携はとっております。

### ○秋元委員

ぜひ、安全管理という部分でしっかり力の連携を見せていただきたいし、要望もしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

### ○山口委員

#### ◎屋外広告物条例について

まず、本日説明いただきました屋外広告物条例について若干お聞きをしたいと思います。

実は、いわゆる屋外広告物については、ある意味では小樽市の景観条例の中でも重要な部分ではないかとずっと思ってまいりました。議会でも、そのたびに私は申し上げておりますけれども、小樽市の都市の質が、ここ 20 年を見たときに相当レベルが落ちてきている。景観の質が落ちてきている、荒廃していると言ってもいいと思います。これは、いろいろな事情があるわけですが、やはり、小樽市の観光をある意味では一番象徴している、それを担っている都市景観をいかに良好なものに誘導していくかということが大変重要な小樽市の課題であるというふうに、たぶん共通認識は持っていらっしゃると思うのです。

私は前に、豊後高田市の例を挙げて、昭和のまちづくりということで、いわゆる広告、看板等も含めて昭和の雰囲気に戻して、そういうものを設置されたところについては行政が助成を入れるようなことをやってまち並み景観を誘導して、それである意味では観光で成功された例として挙げたわけです。小樽市も、当然、こういう条例を考えるときに、広告物によって一定の景観誘導をしようと、そういう意思を示したものになるべきだと、こういうふうに考えておりました。

ただ、ある意味では、特に日本国内の場合、規制というのは大変難しく、いわゆる私権が強すぎるのです。景観はみんなものであるという認識に立っていないのです。所有者が大変権利を持っていらっしゃる、要らんことを言うなということですね。結局、それで景観が荒廃していくような事例が多々あるのです。でも、私には、これからのいわゆる景観行政というのはそういうものではないのではないかと考えるのです。国が景観法をつくったというのは、これまでの景観行政に対する不備というか、認識のなさの反省があつてこの法律をつくったのではないかと考えるわけです。それを受けて、自治体が景観行政団体となって、景観法に基づいた景観条例や広告物条例をつくるということですから、そういうふうに言うと、いわゆる景観条例を非常に早い時期から施行している本市として、ある意味ではこれからの他市の条例の手本になるようなものにぜひしてほしいと思うわけです。これは前段の話です。

そういう中で、この屋外広告物条例の説明をお聞きすると、例えば、小樽歴史景観区域で資料ではピンク色に塗られた区域です。これは一番広い地区ですけれども、屋上に設置するということは不可ですと、これは当然のことだと思います。地上から 15メートルに独立して広告塔を立てた場合、15メートルまで許可するということですね。それで大きさが、片面 35平方メートルということですね。これは相当大きいですよ。これは両面で 70平方メートルということですが、壁面の場合、これは 50平方メートル以下ということですね。壁が 150平方メートルあったら、3分の1までですから、相当の大きなものまでいいということになりますね。

素材の規制がありませんから、例えばベニヤ板だとは言いませんが、トタンでこれだけの壁、色彩は許可したも

のでないとだめですけれども、つけられることになってしまいますね。私は、やはり基本的に、よそのまちでも大体こういうことをやっているのですけれども、これでは何の意味もない規制になってしまうのではないかと思います。いわゆる、この条例のポリシー、何のためにやるのだという、こここのところの意志がわりと感じられない条例の中身になっているのではないかとこのことを指摘したいわけです。

だから、当然、単に規制だけではだめですよ。景観誘導をするには、一定の助成措置とか誘導措置が必要なのです。なかなかこれがとれないばかりに、お金ないからわりと規制が緩くなるというジレンマに陥っていると。特に近年、本市の場合はあるのではないですか。その辺について、私は細かく申しません。とにかく、まず決めようということではないかというふうに若干思うのですけれども、そういう意味で、今後の抱負についても、ぜひお答えいただきたいと思います。

例えば石造倉庫の壁に同じものをつけられるのですよ、これは。そういうことを許可するという条例になっているのです。何の規制もないのですよ。例えば、素材は全部木でやりなさいとか、アクリル板はだめとか、ないわけです。トタン板はだめということはないわけです。まさかそういうことはやらないだろうという、善意で設定しているわけではありませんからね、これは。

だから、一定の基準みたいなもので景観誘導していく、いわゆる景観の阻害にならないという担保が条例になかったら意味がないわけですから、その辺についての考え方ですね。今後のことでもいいですよ。こういうことを認めないと言っているわけではないです。もうちょっとちゃんとしたものをつくっていただきたいのです。これをお願いしているわけですから、その考え方についてまずお答えいただきたいということです。

#### ○建設部小紙次長

屋外広告物条例についていろいろ御意見をいただきました。今後の課題かなということを含めてでございますけれども、基本的に今回、案で示させていただいたのは、いろいろな条件がある中の数字で表せる部分だけを出させていただきました。そのような中でいけば、数字的にも大きいのではないかと御指摘がありますけれども、今まで道条例に基づいて規制がかかっていたわけですから、道の基準から見れば、この数値はほとんど半分以下になっています。道で100平方メートルまで許されるけれども、小樽市では50平方メートルにしようというふうに、半分ぐらいに落とした数値基準になっています。高さについても、面積についてもです。ですから、まだまだ緩いのではないかと御指摘はあるのかもしれませんが、この数字的な部分に関していけば、他都市から見たら相当厳しい数値になっているというふうに私は思っているところです。

そのほかに、歴史的建造物だとかということに看板をつけられる、こんな大きなものをつけていいのかということでございますけれども、そのほかのいろいろな基準を今は考えていまして、当然、歴史的建造物にはそういった看板をつけるなという基準も盛り込むつもりでありますし、広告物の材質等々についても、どこまでできるかわからないですけれども、小樽歴史景観区域の中ではそれなりの配慮をしていただくというのは必要なことだと思っておりますので、今後、細部を詰めていく中で、景観審議会とも相談をしながら、よりよい形になるように今後とも詰めていきたいというふうに思っております。

最終的に、委員がイメージされているところまでいけるかどうかは別ですが、私どもとしては精いっぱいやっていきたいというふうに思っています。

#### ○山口委員

大変いい御答弁でありました。

一つ確認ですけれども、いわゆる営業されている建物で、営業されている当人がその建物に広告物を出すというのは基本的にいいわけですが、例えば屋上でもその建物に関係ない広告宣伝を広告物として出している例がたくさんあるわけです。昔は列車に乗ると田んぼの中に広告がいっぱい立っていましたけれども、それと同じようなことですね。要するに、目立つところがあれば、自分の会社でなくても広告として出すということです。こうい

うことは基本的に規制をすべきだと思っているのですけれども、当然、この条例の中にはそういう規制は含まれているのですか。

#### ○（建設）まちづくり推進課長

自分のところの看板は自家用看板というふうに言って、それ以外の看板は非自家用という分け方をしますけれども、これまで、平成 4 年に制定した景観条例の中でも、ピンク色の小樽歴史景観区域の中では非自家用については御遠慮願うということで指導をしてみいました。今度の新基準も、当然、それを踏襲して、非自家用については原則禁止ということで考えております。

#### ○山口委員

もう一つ、先ほど次長がおっしゃっていただいた、特に歴史的建造物につける広告物です。これについては、もし出すのであればそれにふさわしい広告を出していただけるように、本当に別途きちんとそういう基準をつくっていただきたいというふうに希望しております。

#### ◎市道の道路内における道路占用物件について

次に、若干関連しているのですけれども、私はとにかく、最近、特に観光が非常にピンチだと思っているのです。何回も申し上げていますが、堺町地区と運河の本当に一部の浅草橋街園を中心にした狭い地域の観光ですづきました。これがもう限界に来ているということでいろいろ申し上げていましたけれども、特に堺町地区ですね。せっかく北一硝子を中心になってあそこに立地されて、オルゴールの専門店だったり、お菓子の専門店だったりということで、建物の再利用としては非常にうまくやっていただきました。新築にしても、確かにイミテーションですけれども、ルタオなどは古い雰囲気を出されて、あれも本物の素材でやってほしかったと思いますけれども、そこまでは言えません。しかし、そういう配慮もされているわけです。

せっかくそういうふうに、ある意味では観光の質を保っていただいている中で、近年は、歩道側の壁を外して、結局、路面までお店を出すような、そういう市場的な雰囲気もいいかもしれませんが、そういうお店がどんどん出ていて、なおかつ、歩道上の点字ブロックの際までお店を出しているような事例がたくさんあるわけです。もう明らかに、いわゆるテント地の日よけですけれども、それもつけて、全体的にやっているようなところがあるわけです。これは、明らかに道路交通法上、違反なわけです。

もう一つは、やはり堺町地区の景観を明らかに阻害している事例だと私は思っているわけです。これは、観光振興室といろいろお話をしたりはしていますし、観光協会のほうも指導に回ったりしているのですけれども、なかなか改善されないのです。歩道上に旗を出したり、いすやテーブルまで出して、そこで食を提供されるような事例もあります。そういうことがいつまでも放置されているということは大変問題だと思うのです。屋外広告物条例も、こうやって規制を設けてやるということですが、ある意味では、景観行政からいって、何とかこれを解決する必要があるのではないかと。

これは、いろいろな議論があるのです。例えばサンモール一番街でもそういうことをやっているのではないかと。だから、堺町を規制すると、全部規制しなければいけないのではないかと議論をされる方がいらっしゃるのです。現に、そういう議論がありました。けれども、私は、堺町本通は明らかに歩行者の交通を阻害していると思います。点字ブロックのところも現に歩けませんからね。私は、四角四面に法律を解釈してサンモール一番街と同じように議論をする必要はないと思いますよ。サンモール一番街は歩ける面積が十分あるわけですからね。あまっているのですよ。堺町については、歩道の幅も広いところで 3 メートル 50 センチメートルぐらいですか。狭いところで 2 メートル 70 センチメートルぐらいですか。そういう中に、例えば 1 メートルぐらいせり出してお店を平気で出しているわけです。まして、車道と歩道の縁石のところにはテーブルやいすを並べたり、休んでくださいという意味でもあるでしょうけれども、1 か所がそういうことをすれば、どこもみんなやりますからね。

その辺について、今後どういうふうに規制したり、その状況の改善を図るのか、これは難しい問題ですけれども、

お聞きしたいと思います。

#### ○（建設）用地管理課長

市道の道路内における不法占用物件に関する御質問だと思います。

現在、不法占用物件に対して、堺町本通に限らず、主にまちなかですけれども、そういうところは見られます。それについては、市としても十分に認識しています。

現在、どのような方法をとっているかといいますと、不法占用物件ですから違法なことをやっているということがまず一つございまして、警察とも連携を図りながら合同でパトロールをして、その出ているところに注意していくということをやっています。

これは、先ほど委員のほうからもお話がありましたけれども、景観のみならず、交通安全上も問題があると考えておりまして、特に、歩道付近の狭いようなところでそういうような不法な占有物件があると、歩行者の通行に非常に妨げになるというようなこともありますから、市のほうとしても、そういうものについては再三にわたり注意を行っております。ただ、残念なことに、なかなか改善が見られないということも現状としてはあります。

では、今度はどうするのだというお話になろうかと思っておりますけれども、正直に言うと、これが絶対の決め手だということとはなかなか今のところ見つかっていない状況です。そのような中で、小樽警察署と連携を図りながらパトロールを強化するとか、そういうようなことで粘り強く指導していくということになろうかと思っております。

#### ○山口委員

先ほど私が指摘をしましたけれども、サンモール一番街でワゴンを出している商売も、それから、例えば運河沿いの遊歩道で商売をされている方もいらっしゃいますね、歩道上で。それも、例えば堺町で恒常的に歩道を占拠してお店を出されているのも、みんな法律上違反しているわけですから同じように扱ってやると、これは解決にならないのですよ。

今、課長がおっしゃったように、堺町本通は明らかに歩行者の安全な通行を阻害している事例なのでしょう。それと同列に、私が申し上げたように、サンモール一番街の事例を考えてはいけないと思うのです。そこから抜けない限りは、あそこを強く指導することはできないと思います。

交通違反の問題と同じではないですか。シートベルトを締めていないというのは、点数だけですね。罰金は取られませんね。例えば時速50キロメートルオーバーで走ってしまった、例えば酔っぱらい運転をしてしまった、これも同じ違反です。でも、刑罰は違いますね。私は、それと同じだと思います。こっちはお目こぼしをしても、こっちはできないという重さの違いといいますか、重要度の違いが私はあってもいいと思うのです。ここの運用については、そこを考えていただいて、小樽にとって非常に重要な地域だと思いますから、そういう意味で私は強い指導をやっていただきたいのです。どこも一緒だという考え方に立てば、これはできません。そこをどう踏み込んで説得をするかだと思います。あそこもやっているのではないかと言われたときに、こことあそこは違いますよということをはっきり言えないと、これは指導できるわけがありませんからね。そこをきちんと論理立てていただいて、警察ともそういう意味で認識を共有してやっていただきたいと思います。部長からその辺についての御見解をお願いします。

#### ○建設部長

こういう方法がありますという具体的なことを申し上げるようなものはございません。ただ、実は、堺町本通というのはかねてからいろいろな問題になっていました。それで、堺町本通で営業されている方を中心に、安全パトロールというか、まちの安全を保っていかうということと、今、委員からありましたような景観を守っていかうという形で、実はいろいろな動きがあります。商店街ではないのですけれども、付近のお店の方々がまとまって、一度活動したことがございます。それで、今言ったような規制というあり方は、やはり、そこで商売をなさっている方等々の御理解がないとなかなか進まない部分だというふうに思っています。一方的に警察の力をかりて何か取り

締まるというだけでは、決していい景観づくりにはつながっていかないのだろうというふうに思っています。ですから、一つは、今言ったように、パトロールの強化という形での方法と、もう一つは、そういった地域の方々と一緒になってどのようにいい地域をつくっていくか、そういったような活動とあわせながらやっていく必要があるのだろうというふうに思っています。

一度行った活動が、今は十分に進んでいないような状況もあろうかというふうに思いますので、我々景観に携わるほう、あるいは占用を預かる部門としても、地域の動きをどういった形で動いていくかということも、発案された方ともまた意見交換をしながら、どういった方法があるかについては検討をする中で進めてまいりたいというふうに思っています。

#### ○山口委員

今、部長がおっしゃったことは、私も重々承知をしております、そういう方の努力で、あめとむちではないですが、堺町地区へのでこ入れ、商店街づくりも一生懸命されたのですけれども、そういう中でこの問題はいまだに解決できていないわけです。商店街づくりも含めて、今、一生懸命努力もされていますけれども、なかなか難しい。いわゆる営業時間の延長も雪あかり路のときにやっていただいたり、我々もいろいろな働きかけをしたのですけれども、そういう中でも、特に、よそから入ってこられて商売をされる方は、小樽のまち並みについて非常に配慮されています。しかし、小樽の業者がある意味では全く配慮のないことをされている。私は恥ずかしい思いがしています。

そういう意味で、私は、あそこの地域については、先ほど私が申し上げたような観点から、一回、行政のほうから強く指導をされるべきだと思います。そういう応援を、善意の方はいっぱいいらっしゃるわけだから、一部の悪意の方であの地域が壊されていると私は認識していますので、そういう意味で、一回、警察と話をされて強く指導されるべきだと思いますけれども、もう一回お伺いをして、この件については終わりにします。

#### ○建設部長

堺町の状況というのは、観光客の方あるいは市民の方にとっても非常に重要な場所でございますので、今、委員がおっしゃった方向で、いろいろと関係機関とも協議をしながら、どういった方法ができるかについては前向きに進めてまいりたいというふうに思います。

#### ○山口委員

##### ◎陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について

満寿美湯の件についてです。

先ほどから各委員が議論をされておりますけれども、この銭湯に対する補助、行政目的については先ほどる説明をされましたので、よく理解をしました。

今、経費として470万円ぐらいが全体で補助されているような状況だと思います。そういう中で、ボイラーを新しく取り替えられてから、先ほど何年たっているとおっしゃいましたか。それを教えてください。

#### ○（建設）白川主幹

平成8年に工事を行っていますので、14年目になります。

#### ○山口委員

ということは、一般的にボイラーというのは、物によって寿命があるようではございますけれども、15年といたらほぼ寿命ですね。ボイラー交換をもしするとしたら、金額的にはどの程度かかりますか。

#### ○（建設）白川主幹

前に一度見積もったことがあるのですが、ボイラーろ過装置、それから温熱交換機等の取替えをやりますと、おおむね700万円ほどかかるかと思っております。

### ○山口委員

もう一つ、私は、古沢委員が資料要求された公衆浴場営業許可申請書に記載されている中でちょっと驚いたのは、汚水の処理方法です。これは既存不適格ということで河川放流が認められているのかもしれませんが、こんなことをいつまでも行政が補助金を出しているところでやれるのですか。これを見たときに、ちょっと考えられませんでしたね。この辺はどういう認識ですか。

### ○建設部小紙次長

報告させていただきました中でも、下水道処理区域になっているので、この部分の改善というのは、水道局もいますけれども、早急に対応しなければならないというふうに私たちとしても認識を持っていたところでございますけれども、これまでの経緯がありまして、満寿美湯自体を大きく改修するという費用という部分も、今、ボイラーとか下水処理をすれば、また何百万円とかかかってきますので、なかなかできなかった部分があります。その中で、今、3号棟が完成しまして、おふろのない市営住宅に住まわれている方も70世帯になったということで、この時期が、今、一つ大きく改善しなければならない時期なのではないかという思いもありまして、今回、廃止に伴いまして代替案の提出をさせていただいたところであります。我々としても、今、山口委員が言われたような問題意識は常に持っております。

(「それは、だけど、自分の不手際を代替案に振り替えているみたいなものだよ」と呼ぶ者あり)

### ○山口委員

私は四角四面に言うつもりはないけれども、こういうことを放置していたということは、基本的には大変問題だと思っています。いくら事情があるとはいえです。そこは、やはり古沢委員も追及されないと本当はだめだと思います。

そういう意味で言うと、例えばこれも改善する必要があるとしたら、先ほどボイラーの件については700万円とおっしゃったけれども、やはり、それに近いような金額以上のものがかかったりする可能性もありますよ。

(「平成8年にやっておくべきだったのです」と呼ぶ者あり)

それはそうだよ。けれども、私は、一定の行政目的というのは、正直に言って、これは572戸もあったわけですから、例外的に、ある意味では行政の責任を果たすという意味で、こういう特例をやったのではないかと思うのです。これがどんどん減ってきたわけです。

それで、平成8年に修繕費の助成から始められたのだけれども、572戸あったと。基本的には17年度、19年度、21年度と減って、21年度に123戸になって、今年度は70戸にまでなったわけです。だから、当初の行政目的はほぼ完了したのではないかという行政の認識だというふうに私は理解をしました。それは、私は妥当だと思いますよ。

ただ、先ほどからありますように、終わったからもうそれで切ってしまうということではなくて、これはやはり一定の行政的な配慮だと思いますけれども、基本的にはバスを3時から1時間に1本ですか、それで5便を出されるというお話でしたね。そのためにだけ出費をされるということですね。400万円も予算を組んでやるということですね。いつまでやるのか、2年くらいはやるという話ですけども、そこまでの配慮をされるということですから、私はこの件については了とします。十分に配慮をされたなというふうに理解をします。

この件については、別に質問ではありません。これでいいのではないかと私としては思いますので、そういう私の意見を述べて、この件については終わります。

### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、成田祐樹委員に移します。

---

### ○成田（祐）委員

○陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について

陳情第1185号満寿美湯の経営存続方についてなのですが、この部分は、営業されている小樽公衆浴場商業協同組合から廃業すると、要はもう自分でどうにもならないから廃業すると言ったのではなくて、市が経営支援をする、増額する、若しくは経営支援の部分を現状維持するというようなことを言った場合には、廃業せずに営業できるということは確認をとっているのですか。

○（建設）白川主幹

平成12年度から収支不足が発生しておりまして、そのころから、収支不足に対しての支援がなければ営業を続けていられないというお話が今までであった話です。そして、先ほど説明していますように、設備がいつ壊れるかわからないというような協議をした中で、廃業はやむを得ないという話になっております。

○成田（祐）委員

向こうから、人がいなくてももうだめだというのだったら、これはもうやむを得ないのですけれども、経営的な部分でというのだったら、これは当然ながら補助金を入れればやれるというわけですよ。その際に、営業を継続するのに必要な補助金の総額というのは、もう一度改めて、週4日と週3日で出ますか。補助金の金額を幾らつければ営業できるのかということです。

○（建設）白川主幹

申しわけないですけれども、この補助金は、満寿美湯が営業した中で収支不足が発生してきます。その報告を上げていただいて、それに対しての支出という形でやっておりますので、これから入居戸数が減っていきますので、大幅に利用者が減っていくということが考えられるのですけれども、あくまで収支不足に対しての不足ということなもので、週3日、週4日ということでの算出は行っていない状況です。

○建設部小紙次長

補足的な部分になりますけれども、代替案の運行ということになれば、先ほど来説明しています四百数十万円ぐらいのお金がかかるということになっていまして、それが週3日、4日になればどのぐらいになるか、そこまで細かい参考見積りはとっていませんけれども、おおむねもうちょっと上がるくらいかなというふうに思っています。

私たちが、今、代替案をお示ししたのは、今お金が幾らかかるから、かかっているお金と比較して大して変わらないのではないかとか、少し下がるからいいねという部分もちょっとあるのかもしれないですけれども、そうではなくて、やはり施設の老朽化の中で、もう明日どうなるかわからないという状況にあるので、そのときになって慌てて対応しては、相当な期間、利用者の方に御迷惑をおかけするということなものですから、今回、こういった形でお示しをさせていただいているということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

○成田（祐）委員

最後のほうで言おうと思っていたのですけれども、先に言います。

いつ壊れるかわからないとおっしゃいますよね。壊れてからでいいのではないですか。壊れたときに、専決処分をしてでもすぐこのバス会社と契約して、それで壊れて800万円かかりますといたら、そうしたら市民の皆さんだって、それはもう直すまでもないな、しょうがないな、ではバスに切り替えようという話になると思うのですけれども、そういうことはできないのですか。あらかじめ委員にも告知しておいて、市民にも告知しておいて、壊れた時点で専決処分ですぐにバスを運行します、切り替えますということではできないのですか。

○建設部小紙次長

手法としては、それは全くできないということではないと私は思います。ただ、行政の仕組みとして、一つの事業をやるときにいろいろな段取りをしてやるわけです。今回もそういう形で進めさせていただいておりますけれども、それを壊れる前提で、今からやっておいて、壊れたときにすぐそのまま移行するという流れには業務上もなかなかならないのです。予算づけももちろんあって、それもどこかの時点で専決処分をする方法もあるのかもしれないですけれども、そういった中身でいけば、予算的にも10で終わるのが15になるかもしれないし、そのお金も大したこ

とがないからやれと言え、それはできないことはないかもしれないですけども、私たちはそこまで考えた中で、年度当初からきちんと説明をして、御理解を得ながら、今の代替案で進めていきたいというふうに思っているということです。

○成田（祐）委員

それで、バスの運行時間が、当然、今と同じ週 4 日、そして同じ営業時間を担保されるのだったら、私は一つの方法だと理解できる部分もあるのです。その部分で、満寿美湯の営業時間は週 4 日ですよ、この営業時間が何時から何時までなのか。そして、予定しているマイクロバスの運行時間、利用時間は何時から何時まで利用できて、何本あるのかということをお答えいただけますか。

○（建設）白川主幹

現在の満寿美湯の営業日と時間ですけども、今は週 4 日で火・木・土・日の営業をやっておりまして、営業時間としては午後 1 時から午後 8 時までの間でございます。

今、検討しております送迎車の運行計画ですけども、週 3 日を予定しております、午後 3 時から午後 7 時まで 1 時間置きにオタモイを出発して送迎先の銭湯へ行き、送迎先の銭湯からも 1 時間に 1 本でオタモイへ戻ってくるという形の送迎を考えております。

○成田（祐）委員

今までは、7 掛ける 4 で 28 時間は使えたわけですね。これが 4 掛ける 3 で 12 時間になると。利用時間が半分以下になっているわけです。これは、同じくらいのを担保できるのだったら、切り替えるのも理解できますよ。しかし、利用時間が半分以下になってしまって、しかも 4 時間ですよ。この間に、毎週何かある人がいたら、週 2 日しか入れなくなってしまうのです。これは、公衆衛生上も非常に問題がありますよ。

だから、先ほど陳情者がおっしゃったように、これはおふろに合わせて生活しなければならなくなるのです。これは、例えばほかのコミュニティ施設を使えなくするとかというのと違って、おふろは本当に基本的な生活の一部なので、これに関してここまで削減してしまうというのは納得がいかないのです。それで費用がえらく安く済むというのなら、またそれも一つの方法なんですけれども、四百数十万円かかって、今現在は 470 万円ぐらいですよ。これは、補助金は今は 380 万円ぐらい出ている、これを週 1 回減らして 4 分の 3 にしたとしたら、大体これは 290 万円ぐらいになるわけです。全部足したら 400 万円程度でできる、いわば週 3 日で銭湯をやって 400 万円、なのに週 3 日でバスを運行して四百数十万円ですか、今の見積りで。だから、お金を使ってさらに不便にしているという、私はそういう発想は非常におかしいと思うのです。お金がこっちのほうが大きくなってさらに不便になる、それに対してどのような見解をお持ちですか。

○建設部小紙次長

今回の運行の内容につきましては、市営住宅にお住まいの方もそうでない方も含めた満寿美湯の利用実態の調査と、入居者を対象に利用される回数だとか、時間帯だとか、そういう中身のアンケートを具体的に調査させていただきまして、その結果に基づいて時間帯だとか利用回数だとかというものを私のほうである程度の案をつくらせていただいたということです。少なくとも、委員が言われますように、今と全く同じ条件では銭湯を続けるしかないのです、そういう状況よりは御不便は多少なりともおかけするとは思っていますけれども、少なくとも利用をされている方のニーズととんでもなく違うという内容にはなっていないというふうに思っております。

（「圧倒的多数は残してくれと言っているからね」と呼ぶ者あり）

○成田（祐）委員

先ほどの答弁でも了解を得たと言っていますけれども、では、なぜ陳情が出ているのですか。70 名の住んでいる人以上の陳情が出ているのではないですか。それはどういうふうにお考えですか。

### ○建設部長

了解を得たという中身で申し上げたのは、住民説明会を開いて、入居者の方、二十数名という中ではございましたけれども、一部、残してくれという意見もあったということでございますけれども、その席上の中では特に反対だという意見が多数を占めたわけでは決していないわけで、我々が説明した案の中では、そういった面では了解を得たのだらうと、我々はそういうふうに思っています。

もう一方で、確かに二百数十名の方から満寿美湯の存続について出てきたということでございますけれども、それは、やはり満寿美湯が果たしてきた地域の役割というのはこれまでも一定程度あったのだらうというふうには私は思っております。そういった中での地域の皆さんの思いということで私は理解しております。

### ○成田（祐）委員

今の答弁だと、説明会のほうが陳情よりも大事だと、そういうふうに取り扱ったのですけれども、そのような解釈でいいのですか。

### ○建設部長

そもその部分で申し上げますと、何回も同じ話をして大変申しわけないのですけれども、満寿美湯の存続ということでいくと、存続の要望ということでは、地域コミュニティの場で地域の人たちもおふろに入っているよという趣旨だというふうに思っております。我々としては、満寿美湯の位置づけというものについては、先ほどから何回か繰り返していますけれども、公営住宅施策の一環としての位置づけと思っております。そういった中で、確かに地域の方々の陳情に対する思いを私も理解をいたしますけれども、行政として公営住宅施策の中では、これ以上、満寿美湯の維持というのは不可能に近い状況にもきております。そういった部分では、地域の市営住宅の入居者の方に説明をした、そういった中で了解を得てきたという認識の中で、これまで満寿美湯の廃業といったものには取り組んできたという認識でございます。

### ○成田（祐）委員

では、陳情は普通は出ないと思うのですけれども、これ以上話してもしょうがないので、ちょっと一回戻します。

運行経費は四百数十万円とおっしゃいましたけれども、それはどこまでの経費ですか、都湯の話ですか。それと、この場所は未定としていますね。場所が未定なもの数字が出てくること自体がおかしいと思うのですが、それはどこなのですか。

### ○（建設）白川主幹

当初は都湯ということで見積りを徴したのですけれども、先ほど次長も申し上げましたけれども、できるだけ近いところということで考えております。そういう中では、同じ料金で次の別な場所にも行けるのではないかと考えております。

### ○成田（祐）委員

長橋だったらわかりますけれども、手宮まで行ったら距離は倍ぐらいかかりますよね。先ほど、ジャンボタクシーという話もされてましたね。タクシーだったら、貸切りでやるのか、距離でやるのかわからないのですけれども、距離が離れてしまったら、当然、それに比例して金額だって上がってしまうわけだし、場所によっては四百数十万円ではきかなくなる可能性だってあるわけです。場所も決まらず、金額も確定せず、高くなって不便になったとなったら、いくら何でも市民は怒りますよ。

だから、私は専決処分を考えて、壊れた時点で、そのときは御了承くださいという形でやれば、市民の皆さんも一番納得がいくのだらうと思うのですけれども、そこまですることもできない。これで金額が幾らになるかわからないし、高くなるかもしれないけれども、でも不便になってください、そういうことを市民の皆さんにさせるのですかという話です。

### ○建設部小紙次長

主幹から答弁させてもらいましたように、都湯を想定した見積りは参考見積りとして徴させていただきました。それで、四百数十万円ということだったのですけれども、その後、今、いろいろ詰めている中でいけば、場所がここだということで見積りをとっているわけではないですから、はっきりしたことは答えられないですけれども、1日6時間という一つの拘束時間で、それでこういう中身で考えているのだけれども、どのぐらいかかるだろうかという形での見積りのとり方をしていましたので、6時間という拘束の中で場所が変わってもそれほど大きくは変わらないだろうというふうに私どもは思っていました、変わるとすれば、今お話がありましたように、倍まではないです。時間にして5分か6分ぐらいの違いなのですけれども、15分から20分ぐらいで……。

(「歩いたことはあるかい。僕はあるよ」と呼ぶ者あり)

歩いたことはないです。車です。

そういうことで、ガソリンとかという部分でのアップというものはあるかもしれないですけれども、大きな考え方としては、それほど変わらないだろうというふうに思っています。

### ○成田(祐)委員

まず、場所が決まっていないのにその費用が出てくるのもおかしいし、これが決定して、済みません、手宮もだめでしたみたいな話になって遠くなって600万円、700万円かかりましたというのは、私は、そういう状況もわからないのに、そもそもこの陳情にイエス、ノーを言えるかという話になってしまうのです。だから、非常におかしいなと思うのです。

最後はそのところを言いますけれども、やはり、好きな時間におふろに入れないというのは、著しく市民の生活を失うと思うのです。その中で、これは、他の陳情案件と違って、何かをもっと便利にしてくれと言っているのではないのです。今を維持してくれという陳情ですよ。それに対して、いくら何でも28時間が12時間、週4日が3日と言っていますけれども、1日減らしたらここは相当の不便を、4日を3日にしたら4分の3ですけれども、28時間を12時間にしているのですからね。

(「ほかの市営住宅はどうするのだ」と呼ぶ者あり)

半分以下ですよ。そういう部分をやらずして、これで、しかも明日ボーナスが出て、給与に1億円の補正を使っただけで、ここの数十万円、数百万円できくものをカットするなんて話になったら、これは市民感情からしたら到底納得いかないですよ。年間100万円ぐらいで修繕が済むのだったら、みんなで250円とか、コーヒー1杯分とか、500円を議員も職員もちょっと負担すれば、なる話ですよ。最低限の生活を守るぐらいのことは、私はそのぐらいしなければならぬと思うし、補正のときも私は反対しましたけれども、そうしたら少しでも余力を残して、残りあと一步、全部を完全に戻すのではなくて、500万円でも1,000万円でも少しでも残しておけばよかったのですよ。そして、こういうときのために使えばよかったのに、こういうところが非常に納得いかないのですけれども、最後にその部分の見解をいただけますか。

### ○建設部長

今、成田祐樹委員のほうからのお話ありがとうございました。我々も、市民生活を守るという立場の中で、喜んで満寿美湯をつぶすという考えでは決してございません。オタモイの全体の事業を進めてきたのは、おふろのない住宅を一刻でも早く解消したいということで、1号棟から3号棟までの建設を進めてきたという事情があるわけです。そういう中で、必ずしも事業が順調に進んだわけではなかった。こういった中でいまだに70戸の方々についてはおふろのない住宅に住んでいるという状況にあるということがまず基本的にあるわけです。そういった中で、かつて、そういった方々のために満寿美湯という形でおふろをこれまで維持してきたわけです。ただ、根本的に言うと、もう施設自体の維持というものが、壊れれば直せばいいではないかという議論もあるかもしれないけれども、決してそういうわけではなくて、そういったものを抱えていること自体をわかっていながら対策をとらないのは一体どう

ということなのかといったような御批判も当然受けるわけです。そういった中で、今のこの時期というものが、そういう意味では決断をする時期ではあるのだろうというふうに我々は判断したということが 1 点でございます。

そういった中で、お金をかければ、それこそ水洗にして、ボイラーを直して、それからさまざまな管を取り替えるということがいくらでもできるわけですが、果たして現状の中で建替え事業を続けているオタモイの中で、公費の使い方としていかなものかという議論ももう一方ではあるというふうに思っています。確かに入浴時間が自由にできないという問題もあります。それから、週 4 回から 3 回になるという問題ももちろんあって、それは確かに我々としてももっともという考えもあることにはあるのですが、現状の中で、今のオタモイの事業の中の全体としては、そういった形での対応は非常に難しい部分があったということで、何とか入居者の方々、あるいはお風呂を利用している方々の御理解の中でこの事業を進めていきたいというふうに思っております。十分な対応ではないという御批判も我々は受けようと思っておりますけれども、何とかその中で週 3 回、それからマイクロバス、あるいはジャンボタクシーでも送迎という中で御理解を得ながら、この事業を今後とも進めていきたいというふうに思っています。

(「組合から、かまの取替えの要望があったわけではないでしょう」と呼ぶ者あり)

#### ○成田(祐)委員

ボーナスの話に何も触れてなかったのですけれども、いいです。

もう壊れる前提で話をしているのではないですか。壊れる保証もないのに、それはどちらの保証もないですよ。だから、壊れてからすぐに移せるような準備を行い、いざというときには専決処分すればいいのではないですかという話です。

その準備を今やって、それが壊れて 700 万円かかりますといたら、市民だって納得してくれます。その準備をせずして、壊れるのが前提で不便なものを強要するというのはあり得ないと思うので、そこら辺はまだ期間がありますので、ぜひもう一度お考えいただきたいというふうに思います。

#### ◎小樽開発株式会社の未納金について

小樽開発株式会社の部分でお伺いします。

旧小樽グランドホテルが破綻してから、さまざまな場所に未納金があるというふうに伺っているのですが、本市水道局の料金に対しての滞納というのはあったのでしょうか。

#### ○(水道)料金課長

私たちが守らなければならない法律の一つである地方公務員法上に守秘義務の規定があります。その観点から、滞納に関する情報については、職務上知り得た秘密ということで押さえておりますので、個々の案件につきましては答えることはできませんので、御理解いただきたいと思っております。

#### ○成田(祐)委員

参考までに、株式会社小樽ベイシティ開発、OBC の税金滞納額を市長が話したのはなぜですか。

#### ○(水道)料金課長

以前、OBC の関係で市長が答えたということについては、地方公務員法の中に、特別職である市長については規定適用ならないというものがありますので、市長については問題ないと思っております。

#### ○成田(祐)委員

その細かい部分は法律に従って申し上げることができないというので、それは当然尊重したいのですが、私が聞いた話によると、あらゆるところの水道料金が 1 年半から 2 年近く滞納されたままになっているというふうにお伺いしています。

そこで、個々の案件はお伺いできないという守秘義務があるということなので、平成 19 年度から 21 年度までの滞納の全部、個人と企業を含めた滞納の金額の推移を教えてくださいませんか。

### ○（水道）料金課長

平成19年度から21年度の過年度についての滞納額を1万円単位で話させていただきますが、19年度につきましては9,379万円、20年度につきましては8,214万円、21年度につきましては7,636万円となっております。

### ○成田（祐）委員

下がっているんですね。

当然ながら、ホテルを経営されているので、1か月だけ滞納されているとかというのだったらまだそれほど影響がないと思うのですけれども、ほかのあらゆるところの料金がその期間は滞納されているという部分と、そういった小樽グランドホテルの施設の特徴で、水を使えないとそもそも営業できないということも当然あると思うので、そういった企業に対する滞納を10年たっても20年たってもいいよというわけにならないですね。そういった部分の見極めというか、どういった形で滞納の部分に対策されているのか。当然、こうやってつぶれてしまった場合は不納欠損になってしまうわけで、その辺の見極めみたいなものをどういうふうに担当されて処理されていたのかというところをお聞かせ願えますか。

### ○（水道）料金課長

滞納整理の流れですが、水道料金につきましては、自力による強制執行ができないことになっておりますので、条例による給水停止処分があります。給水停止処分にする最終的な決裁権者は水道局長となっております。

### ○水道局長

私が水道局に来て3年になろうとしていますけれども、来たときからの課題だというふうに認識してまして、ほかの都市の状況はどういうふうな考え方でやっているのかということと管理者と話し合ったこともあります。今、料金課長が言ったように、給水停止は法で認められていて、私どもはできます。それを、滞納があるからといって、未収金をなくするために給水停止をするなどという、滞納はしているけれども、払うために営業努力していろいろなことを考えていこうとしているときにそういうことをすると、水を使う商売ですと倒産するしかなくなります。ですから、そういうケースについてどう対応するかというのは、本当にこれは永遠の課題だと私は思います。

一つ、こういうふうな考え方もあるのです。例えば、ある程度の大口の水を使う会社は、電気料金とか水道料金はぎりぎりまで払うのです。そして、結局、払えなくて滞納が出てくるといときは、にっちもさっちもいかない。私どもも、それまではちゃんと料金はいただいて払っていましたというときには、会社との対応は何もしないわけです。今度、いざ滞納が出てきたというときに、とにかく担当には会社と接触するのが一番大事なことだということで指導しています。そこで、滞納が1か月出ました、1回分出ましたというときに、例えば会社に事情を聞きに行くと、相当厳しい状況になっているとかですと、非常に扱いが難しいものがあるのです。

ですから、これは本当に、極端に言うとは私は永遠の課題だと思っているのですけれども、今、具体的にそういうふうな民間企業の問題についてどういう対応をしているかということ、まずは、産業港湾部のいわゆる経済担当のほうとの情報収集ですね。そういうことをまずやります。とにかく、そういう滞納が1回でも出たらとにかく出向けと。これは実際にあった事例ですけれども、札幌に本社があって、札幌でなければわかりませんという会社があったら、札幌まで出向かせて、とにかく責任のある方と接触するというのが今のところ極めて大事だと。それ以上のことで確実に滞納金を取っていく方法というのは、先ほど局長の判断という課長からの話がありましたけれども、その難しさというのは、本当に今、切実に感じています。答えになっていませんけれども、そういうのが実態だということを理解していただきたいと思います。

### ○成田（祐）委員

本当は数字が聞けるとして、特別職ではないと数字自体は話せないというのも、私の思い違いだった部分があります。それは非常に難しい部分だと思うのですけれども、結局、市民にしわ寄せが来てしまう部分もあるので、ぜひ、その部分の今後の対応の見極めというか、当然ながら回収の部分もあると思うのですけれども、ぜひ今後、

少しでも返してもらおう優先順位というか、企業の中でも、倒産する中で、どこからお金を払っていくのだという順番があると思うのですね、債権者に対して。つぶれてからでは遅いのですけれども、前もってそこだけは何とかお願いしますという部分もぜひやっていただければというふうに思います。

#### ○水道局長

我々の水道料金というのは、税金と違いますから、これを未収金としてそのままいくということはありません。ですので、それは市民にしわ寄せが行くので税金とちょっと性格が違うということを御理解いただきたいと思います。ただ、突き詰めていけば、料金値上げのときに、本来一生懸命取るべきものが取れないからというふうな話になるかもしれないけれども、その辺は税とちょっと違うところを確認したいと思います。

それと、もう一つ大事なことは、やはり家庭の皆さんが一生懸命料金を払っていて、いくら会社が倒産したからといって、そういう事実があると、いわゆる本来徴収すべきものだったものができていないという、公平という意味で言えば、やはり、できるだけそういうことが起きないように、事前に、先ほど言ったような対応を水道局としてやっていくということが、そういう観点からすると極めて大事だということを御理解いただきたいと思います。

#### ○成田（祐）委員

##### ◎新市立小樽病院の水道管の耐震化について

市立小樽病院の新築に対して、免震化か耐震化か進められていますけれども、当然ながら、それにあわせて病院は水道が必須なので、結局、地震が起きて、箱は残ったけれども、水は出なかったというのでは病院を運営できない部分があるので、病院に対するその近隣、若しくは一番根元から病院までという部分の配水管の耐震化はできているのかどうかだけお聞かせ願いますか。

#### ○（水道）管路維持課長

病院建設地の管路の耐震化についてということでもありますけれども、小樽市上下水道ビジョンでもお示ししているとおり、水道施設の耐震化につきましては、小樽市地域防災計画との整合性がとれた形で水道耐震化計画を含めて策定しまして、計画的に推進していくという考えであります。建設予定地の管路につきましては、小樽市水道耐震化計画の大変重要な基幹管路という位置づけをしておりますし、小樽市地域防災計画においても、災害時の基幹病院などの重要施設への給水拠点という形で位置づけられている基幹管路という認識をしております。現在施工中の配水管整備の中で老朽管の布設替えに伴って、あわせてこういう基幹管路については耐震化を進めている状況であります。

現在、根元である配水池からこの病院までの間の中では、この配水管整備事業によりまして一部耐震化をしているところもありますけれども、まだ大部分では老朽管が残っています。これは、今後も配水管整備の中で耐震化を図っていく考えであります。

#### ○成田（祐）委員

先ほど申し上げましたけれども、結局、箱だけあって地震が起きた後に水が出なくて困って意味がなかったなどということにならないよう、ぜひそこは優先順位を上げて今後の整備をしていただきたいというふうに思います。

#### ○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 57 分

再開 午後 5 時 32 分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○井川委員

陳情1185号満寿美湯の経営存続方について、不採択の討論を行います。

昭和40年に開業し、施設の老朽化が著しく、市から補助金や修繕費を出して存続してきましたが、利用者も減ってきており、市営住宅入居者の福祉の維持のため代替バスを出して便宜を図ることから、これ以上の存続は難しいと考え、ほかのふろのない市営住宅入居者との兼ね合いもあり、不採択といたします。

#### ○古沢委員

陳情第1185号及び継続審査中の案件7本ありますが、いずれについても、願意妥当につき、採択を求めて討論いたします。

継続審査中の案件については、既に御承知のとおりでありますから、今回は陳情第1185号についてです。

まず一つ目に、当該経営存続を求められている銭湯とオタモイ地区の市営住宅整備事業は、いわば車の両輪の関係でできたものであります。銭湯があったからふろなしの市営住宅がつくられる、そのふろなしの住宅に住む住民がいればこそその銭湯の経営が成り立つという関係が続いてきたものであります。

二つ目、ふろなし市営住宅にとっては、したがって欠くことのできない施設であるということ。

三つ目、同時に、地域住民にとっては、特に高齢者にとってですが、コミュニティ、社交の場となっていることです。歩いてみて、聞かされましたけれども、友達と時間の連絡を取り合っただけで銭湯で落ち合う、こういうふうにしてお風呂に入ることを楽しみにしているという方が、これは持ち家の人であれ、旧住宅に入っている人であれ、新棟に既に入居されている人であれ、そういう方が少なくありません。

四つ目、旧市営住宅入居者の高齢化、単身化が進んでいます。新棟入居者であれ、持ち家の人であれ、銭湯利用者がこうした旧住宅の高齢化、単身化とともに多数いること、これが事実であります。

五つ目、説明会等では大方から賛成の理解を得たように言われていますが、今回の陳情代表に聞いたところ、旧住宅入居者はもちろん、圧倒的多数が現状での営業継続を希望していることでもあります。署名に応じないという方はごくまれだったというふうにおっしゃっております。わずか2日間か3日間は時間的にはあったでしょうか、走り回ったそうですが、既に新棟に入っている人も、持ち家の人も、かつては満寿美湯にお世話になった、地域にはなくてはならない施設だといって答えてくれた方もたくさんいらっしゃったというふうに言っておりました。

六つ目、先ほども議論になっておりましたけれども、費用対効果の問題であります。現行と代替案、つまり都湯が実際には変更になるということが、今、想定されておりますから、当然、送迎距離が遠くなってくるわけですから、比較地は多少変わってくることとなります。しかし、現行と都湯の代替案においてもそれほど変わらないということが説明されました。趣旨説明では、現行の満寿美湯が週4日営業のところを仮に市が言うように週3日にしてもいいから満寿美湯を開いてほしいということになれば、費用対効果で言えば一体どういうふうになるのか説明がされていません。

七つ目、住宅行政審議会会長においても、本件については、私自身、何度か長澤会長と連絡をとっていますが、いま一度、審議した内容の大きな変更にかかわるものであるから審議会に戻してほしい案件だと述べているものがあります。

八つ目、陳情趣旨では、「せめて2年間であっても」というふうに控え目に述べています。旧入居戸数が70戸ですが、今後どうするかというアンケート調査を行っておりますが、その結果を見ると、2年後、4号棟の完成時には、現段階で約8割が4号棟、あるいは他の地域の市営住宅への住み替えを望むと態度表明がされております。こうしたことから見ても、この趣旨説明で言われた2年という期間については妥当性があると思います。

九つ目、陳情願意を要約すれば、公衆衛生の向上から見て銭湯が地域内で近くにある、このことが大事だと述べられていました。とても心に響いてきました。

10番目です。住宅行政審議会においても紹介させていただきましたが、平成7年から8年にかけて、つまり現行の支援の仕組みがつくられる、そのことにおいて最も熱心に汗をかかれていたのは公明党の佐野議員でありました。当時の会議録を審議会においても紹介させていただきました。公明党の皆さんや他の委員の皆さんの力もかりながら、ぜひ採択してあげたいというふうに考えています。

最後です。事務方の考えによれば、この20日に旧住宅入居者を対象とした説明会を開催したい、この定例会の最終日であります。11月18日には、その説明会に私自身も参加いたしましたけれども、20日でしたら私はきっと参加することは難しいでしょう。聞きますと、友引だから葬儀にひっかからないと言うのです。今どき、会館で葬儀をやる人がいなくて会館維持ができないというふうに困っているときに、葬儀を理由にして12月20日に説明会が開かれます。その後、できれば年内には住宅行政審議会を開催したいということです。住宅行政審議会を開催するのは会長ですから、結局、また市長の諮問機関といえますか、こうした住宅行政審議会が事務方の追認機関になってしまう。極めて異常な事態ではないかというふうに思います。同時に、議会に対しても、仮に条例上の措置ではないにしても、長期間にわたって住民の暮らしを維持してきた制度の廃止という大きな問題であって、その結果の報告でよしとされることには全くもって同意できません。

以上、採択を求めての討論とします。

#### ○秋元委員

陳情第1185号満寿美湯の経営存続方について、不採択を主張し討論いたします。

この陳情は、平成7年に経営者の事情や設備の老朽化を理由に廃業の申出があり、平成8年に市が満寿美湯の経営を支援し、小樽公衆浴場商業協同組合が経営を引き継ぐ形で存続をしてきましたが、年々、利用者の減少に伴い補助金負担は増えているという状況で、これまで市としても補助金、修繕費、土地代を合わせて6,681万3,000円を支出しており、今後の施設の老朽化や収支の悪化を考えると、現在の形での存続は難しいものと考えます。利用者に対する代替案も示されておりますし、一定の配慮もされていることから、満寿美湯の経営存続方については不採択を主張いたします。

詳しくは、本会議で述べさせていただきます。

#### ○成田（祐）委員

陳情第1185号について、採択の討論をいたします。

本件に関しては、本来ならば、代替案の金額も確定していない、場所も確定していないという中で、これがよしかあしかというものを決めること自体が本当は本意なことだろうと思っています。本来ならば、継続審査を主張して、また次にという話になるかと思うのですけれども、時間的にそういう話にならないので、現状の今の出された案だと経営を存続したほうが利益が高いというふうに判断しております。

一言で言うと、代替案が弱いということです。あまりに時間的にも、これが7時間掛ける3日間で運行するとか、そういったものがあるのだったらまだ妥協できる部分もあるのかというふうには考えるのですが、その部分が急激にあまりに利便性が悪化しすぎという部分があると思いますので、逆にまだこれが確定しないということですから、ぜひその部分を今後御努力されれば、ある程度は納得できる部分もあると思いますので、ぜひ3月までにもっと市民の皆さんの納得できる部分を、少しでも可能性を広げていただければなというふうに思い、討論いたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1185号について採決いたします。

採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第 1 号、第 246 号、第 644 号、第 1143 号、第 1154 号、第 1167 号及び第 1173 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたします。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。